

薬害資料データ・アーカイブズの  
基盤構築・活用に関する研究

(課題番号：21KC2008)

令和3年度厚生労働省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書

2022年5月

研究代表者 藤吉圭二

(追手門学院大学社会学部教授)



## 目 次

I. 研究概要	1
1. 研究目的	3
2. 研究方法	3
3. 研究にあたっての留意事項	4
4. 結果と考察	5
(1) 資料整理、調査と目録作成	5
(2) オンラインによる現時点での資料整理の成果報告と意見交換	5
(3) 薬害被害者証言インタビュー映像の分析	6
(4) デジタルストーリーテリング（DST）による証言映像制作	6
(5) 薬害被害者運動史に関する調査研究	6
(6) 総括的考察	6
5. 結論	7
倫理審査・利益相反報告書類（追手門学院大学）	8
倫理審査・利益相反報告書類（関西学院大学）	9
倫理審査・利益相反報告書類（桃山学院大学）	10
II. 個別報告	11
(1) 資料整理班研究報告	
薬害アーカイブズの課題と資料整理班の現状	
—22年3月5日 研究報告集会を踏まえて— 島津良子	13
島津報告添付資料	22
アクセスポイントとしての箱別概要	
—「福岡スモン基金資料」の整理業務から— 小森 達郎	41
2021年度研究報告会に参加して 杉山一雄	52
(2) インタビュー映像研究班報告	
2021年度インタビュー映像研究班の成果について	
—記録と展示のあいだで— 佐藤哲彦	54
(3) 被害者運動研究班報告	
薬害研究史の探索	
—日本の被害者運動史への位置づけをめざして— 本郷正武	58



## I . 研究概要



## 1. 研究目的

本研究は、2010（平成 22）年 4 月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」により、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」との指摘がなされたことに端を発する。資料館の設立それ自体は本研究班の目的の範疇を超えるが、資料館が設立される際にはどのようなことが必要になるか、集積された資料はどのように提供されるべきか、そうした予備的な検討をするために研究班が組織されたと言える。現研究代表者（藤吉圭二・追手門学院大学）が代表となって「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」を実施したのは 2016（平成 28）年度のことであり、以来、少しずつ研究テーマを変えつつも、基本的には被害者団体資料の整理と調査・目録作成に多くの予算と人員を投入してきた。それに先だち、上記の指摘を受けるかたちで「薬害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究」が、2013（平成 25）年度より法政大学を拠点として着手された。この期間も含めれば指摘以来ほぼ 10 年にわたって薬害資料の調査、整理を続けてきたことになる。

その過程で明らかになってきたのは、「資料目録だけが整備されても薬害研究資料館の設立まではほど遠い」ということだと言える。それらの資料がそれぞれの時期に発生した薬害の実態を知るために必要不可欠なものであることは間違いない。しかし、資料の多くには大量の個人情報が含まれる。それをどの程度の範囲で公開・利用に供するかを確定しなければ、目録だけが整備されても研究者も含め広く人々にとって資料はアクセスできないままでありつづける。いずれ公開できる日がくるのを待ちつつひたすら資料調査と目録作成のみを続けるというのでは、上記の指摘に盛り込まれた「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高める」という目的は、当面のあいだ達成されないものと言わなければならない。

このような認識を踏まえ、当初は資料調査のみに携わっていた研究班に、当事者のインタビュー映像を研究し、また来館者の閲覧を意識した映像の作成について検討する班、および、これまでに発生した薬害について、被害者運動の歴史という視点から整理する班が設置された。これらの知見が蓄積されることで、実際の資料館における資料展示の設計（キュレーション）にも資するものとなるのではないかと期待される。

## 2. 研究方法

上述したように本研究班は、被害者団体の資料を整理・調査して目録を作成する班、被害者の証言映像の分析を踏まえて被害の当事者と共に独自の証言映像の作成を試みる班、

および薬害被害者の運動史を整理する班によって構成されている。詳細はそれぞれの担当者による報告に譲るが、2020（令和2）年の春先より猛威を振るったCOVID-19パンデミックの影響で、実際に集まったの議論や作業については控えめにせざるを得なかったものの、オンラインコミュニケーション等の手段を用いて作業や研究報告会などを実施した。

他の2班については別稿に譲るが、資料調査班では過去数年間の作業の成果を踏まえた報告会をオンラインで実施した（2022（令和4）年3月5日）。当日は、被害当事者や弁護団の方々、医療関係者、アーカイブズの研究者、実務家など多岐にわたる分野から40名ほどの参加者を迎え、資料の検索と閲覧、個人情報保護など、資料の活用において不可欠の課題について関係者のあいだで議論を深めることができた。これは資料を簡単にはオープンにできない状況も手伝って活動内容が伝わりにくい資料整理班のこれまで活動を広く理解していただくのによい機会であったと考えられる。

### 3. 研究にあたっての留意事項

本研究は既述の通り、2013（平成25）年より継続的に実施されている薬害資料の研究を引き継ぐかたちで、研究代表者が実施するものである。これまでの研究成果を踏まえ、ひきつづき作業を推進することが求められる。集会や見学会の開催が当面は困難と見込まれる中で、これまでに研究班が培ってきた被害者団体との協力関係をあらためて構築し直していくこともまた求められる。

また、先にも触れたとおり実際に整理・調査の対象としている被害者団体資料には個人名や個別の病状などをはじめとするセンシティブ情報が大量に含まれており、資料そのものの公開までにはクリアすべき課題がなお多く存在する。薬害の種類によっては被害を受けた方々、また原告団を結成して裁判を闘われた方々の多くが高齢化し、逝去されている。本人不在の状況下で個人情報保護と資料公開に関する問題をどのように処理していくのか、これは「資料目録の作成」作業を超えた大きな課題だと言わなければならない。

研究班が作業場に保管されている資料の一部については、すでにアイテムレベルまでの目録作成がほぼ完了している段階に来ている。また同種の資料を所蔵している大学付置機関（法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズなど）でも目録の提供が進められている。個人情報をはじめとするセンシティブ情報の扱いをどうするかといった課題に配慮しつつも、資料からどのようなことがわかるのか、またこうした資料を残していく意義はどのようなものかについての議論が広く共有されるべき段階に来ていると言える。

また本研究に先行する金慶南研究班では、やむを得ない場合を除き各被害者団体がそれぞれの資料を保管し、その整理方法について研究班が助言するという体制が前提となっており、基本的に本研究班もそれを踏襲していることとなっている。しかしながら各団体への訪問や助言はごく限られた機会に実施できているに留まり、ルーチンとして軌道に乗っているとはいえない状態にある。コロナ禍のもとで実際に現地調査を踏まえた助言等は引

きつづきしばらくは困難と見込まれるが、先述の通り各セクターにおいてオンラインミーティングのための環境は整備されつつあり、次年度にはこうした手法も活用しつつ各団体へのアプローチを充実させていく必要がある。

#### 4. 結果と考察

前述のような条件のもと、2021年度はコロナ感染の拡大に注意しつつ、以下のような活動を軸に研究を推進した。

- (1) 資料整理、調査と目録作成（大阪人権博物館から移転した大阪市港区事務所を作業場とする）
- (2) オンラインによる現時点での資料整理の成果報告と意見交換
- (3) 薬害被害者証言インタビュー映像の分析
- (4) デジタルストーリーテリング（DST）による証言映像制作
- (5) 薬害被害者運動史に関する調査研究

以下、ここまでの記述と重複する部分もあるが、(1)～(5)について簡単に記述する。

##### (1) 資料整理、調査と目録作成

作業にあたってはコロナ感染への警戒が継続している状況下、マスク着用や手指の消毒など一般的な対策に加えて、作業場での三密を避けるべく一度に集まる作業メンバーの数を抑えるとともに、作業時間をやや短縮して作業場への往復の時間帯が朝夕のラッシュ時とかぶらないようにするなどしてリスクの低減を心がけた。

作業自体は前年度までに実施してきたことを継続して推進した。昨年度時点でひとつの被害者団体資料について、ファイル（簿冊）レベルでの調査・目録作成を経てアイテム（件名）レベルの調査・目録作成を完了させることができたことを受け、後述の通りその成果を公開するオンライン報告会を年度末に実施し、多くの方々の参加を得、またフィードバックをいただくことができた。

##### (2) オンラインによる現時点での資料整理の成果報告と意見交換

過去5年以上にわたってつづけてきた薬害被害者団体の資料の整理と調査、目録作成作業がひとつの団体についてアイテムレベルまで完了したことを受け、その分類、検索等の方法について現時点での研究内容を報告する研究成果報告会を2022年3月5日（土）にオンラインで実施した。当日は被害当事者や弁護団の方々、医療関係者、アーカイブズの研究者、実務家など多岐にわたる分野から40名ほどの参加者を迎え、資料の検索と閲覧、個人情報保護など、資料の活用において不可欠の課題について関係者のあいだで議論を深めることができた。とはいえ、先に触れたとおり、原資料の公開や提供についてはなお手つかずの状態であると言わなければならない。

### （３）薬害被害者証言インタビュー映像の分析

本研究班の活動とは別に厚労省の事業として、薬害被害当事者の証言映像の収録が進められている。これらの映像に関して、社会学の領域で蓄積されてきた言説分析の手法を用いた研究が進められた。今年度は、前年度まで未入手であった 2018（平成 30）年と 2019（平成 31）年の証言映像を入手して分析を実施し、こうした素材はどのように展示されうるのか、などについて検討を加えた。

### （４）デジタルストーリーテリング（DST）による証言映像制作

上記厚労省事業による証言映像撮影とは別に、被害の当事者自身が制作に加わるデジタルストーリーテリング（DST）のプロトタイプ制作を実施した。仕上がった作品は著作権や肖像権などの問題からそのまま広く公開するわけにはいかないが、一定の加工をすることにより被害当事者など限られた範囲での閲覧が可能となり、DST の一つの見本として、当事者自身による制作を促すものになりうると期待できる。

### （５）薬害被害者運動史に関する調査研究

今年度から設置された薬害被害者運動史に関する調査研究班では、まずこれまでに蓄積されてきた薬害に関する調査研究文献のデータベースの構築に着手した。薬害がどのように論じられてきたか、それを蓄積された文献によって確認することにより、じっさい薬害をどのように展示するかに関する知見を得ることも可能となる。作業は始まったばかりだが、今後この作業を継続して実施していくことにより、より具体的なかたちで薬害に関する研究資料館のイメージが提供されることが期待できる。

### （６）総括的考察

本研究班は、これまで数年にわたり薬害被害者団体が蓄積した資料を整理して調査し、目録を作成するという地道な作業を中心に活動を進めてきた。このなかで、残された資料そのものが重要であることはその通りであるとしても、公開、利用できない資料の目録を作り続けるだけでは資料館の実現にはほど遠いということが明らかとなった。

これを受け、次年度からは薬害資料館の設立という最終目標はそのままに、館内での実際の展示をより強く意識した研究に力点を置いた研究班が組織される。資料整理の作業も継続して実施する見込みであるが、今後は資料館の設立とその構想をより強く意識した研究活動が実施される。

本研究は研究計画の上では単年度扱いだが、実際には 2013～2015 年度の 3 年間は金慶南准教授（法政大学）が中心となって研究を推進し、それを引き継いで 2016 年度からは藤吉（追手門学院大学）が研究代表者を務める研究班が継続して研究活動を進めてきた。冒頭に記したようにこの研究活動は、2010 年 4 月に出された「薬害肝炎事件の検証及び再発

防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」による「薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」との提言を受けて実施されてきたものだ。

ごく限られた予算と人員で単年度にできることをこれまでに積み上げてきたが、この先、新たな研究体制のもとで複数年度に渡る研究活動が実施できるようになるとのお話も伺っている。新たに研究代表者の任を引き受けて下さる本郷正武桃山学院大学准教授のもとで、資料館の実現に向けた動きがより具体的になっていくことを期待したい。

## 5. 結論

最後にあらためて確認しておく、本研究班は薬害研究資料館を設立すべきという「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が2010(平成22)年4月に発表した提言を契機として編成されている。薬害研究資料館を「二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立つ」つようなものとするには、これまでに調査・整理・目録作成をつづけてきた被害者団体資料に限定せず、広く薬害に関わる各セクター、すなわち薬品を製造し販売した企業、薬品の流通を認可した行政、薬品を処方した医療機関、これら総体を対象に資料が収集、保存、公開される必要がある。現状ではそれは十分な状態で望むことはできないかもしれないが、被害者団体資料の中には、被害の当事者が苦労して集め、保存してきた各セクターの内部文書や関連文書も含まれている。その意味で、被害者団体資料は「未だ開示されていない各セクターの記録」の存在を知るための手がかりともなり得る。薬害研究資料館が薬害の再発防止に十全の役割を果たすものとなるよう、関係各機関のご協力にも期待したい。

これまで、薬害被害当事者および弁護団の方々、厚労省副対室、作業場を提供いただいた大阪人権博物館（リバティおおさか）関係者、また作業現場で資料調査等にあたられた研究協力者各位など、多くのお力添えをいただいた。末尾ではあるが記して感謝申し上げたい。

研究代表者 藤吉圭二（追手門学院大学）

厚生労働大臣 殿

機関名 追手門学院大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 真銅 正宏

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

2. 研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 社会学部 教授

(氏名・フリガナ) 藤吉 圭二 (フジヨシ ケイジ)

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 関西学院大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 村田 治

次の職員の（令和）3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

2. 研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究

3. 研究者名（所属部署・職名） 社会学部 教授

（氏名・フリガナ） 佐藤 哲彦（サトウ アキヒコ）

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関： )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容： )

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 桃山学院大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 中野 瑞彦

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
- 研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究
- 研究者名 (所属部署・職名) 社会学部・准教授  
(氏名・フリガナ) 本郷 正武・ホンゴウ マサタケ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

## II. 個別報告



## 薬害アーカイブズの課題と資料整理班の現状

—22年3月5日 研究報告集会を踏まえて—

2022. 4. 8. 島津良子

### はじめに

2022年3月5日、資料整理研究班は今年度の活動についての研究報告会を実施した。

薬害アーカイブズの基盤構築を考える、ということは、すなわち薬害資料という、ある特質を持った資料に基づいた整理方法論とルール設計を考えることでなければならない。もともと薬害の専門家ではないアーキビストは、なるべく典型的な量と質の資料をサンプルとして、まずは薬害資料とはどのようなものなのか、その特質を知る必要がある。

20年度、21年度は、2年間続いたコロナ禍の中で、研究班の活動も大きく制限され、先方の了解も取り付けて、実施目前であったドイツのサリドマイド関連施設の視察や、すでに数回実施していた国内の類縁資料館を薬被連と共同で視察するという活動は、ほとんどが実施できなくなった。半面、その予算を使って、福岡スモン基金資料の件名リストを作成し、薬害資料の生成過程に基づく共通分類という項目を追加するという作業を大きく進めることができた。それでもなお、同資料の件名リストへの、薬害名を入力する欄と、共通分類①～⑨の欄の追加、キーワード欄の入力という3種類の作業を最後まで終了することはできなかった。研究集会での報告も、福岡スモン基金全31箱の内、作業を終了した8箱のみについて、という限定範囲での報告となった（報告の詳細は前掲「薬害資料アーカイブズの基盤を考える 22. 3. 5. 島津報告」資料を参照）。

以下、資料整理研究班の報告した薬害資料の横断検索の方法について、専門アーキビストからのコメントと参加者からのコメントを踏まえて再度説明を加え、次の段階でなすべき仕事を列挙して、資料研究班の現状と課題を整理してみたい。

3月5日の研究報告について、コメントから得られた批判は、主として次の2点に集約されるだろう。1点目は、横断検索の方法の説明と、アーカイブズの国際的な用語定義との齟齬の指摘、2点目は、提起された方法は、熟練したアーキビストのスキルを要し、手間がかかりすぎる、むしろ被害当事者との共同作業をもっと大切にすべき、という指摘である。同時に1点目のコメントを寄せた評者からは、提案した9種の共通分類による横断検索は、あるテーマを持った主題資料館については適用可能ではないか、との評価も得ることができた。

アーカイブズ学の用語との齟齬という点については、報告者自身も「出所」とも違う、と考え「潜在的機能」分類と呼んだり、「薬害資料の生成過程」による分類と呼んだり、資料群ごとに同一ではないシリーズに代わるものとして、薬害資料の共通分類を薬害資料共通のシリーズとして使用する案を提起したりと、確かに用語的迷走があった点を反省し、今は、薬害資料の生成過程から導き出した、単純に横断検索のための「共通分類」とした方が混乱なく受け入れられるかと考えている。むしろ重要なのは、この共通分類に、①個人資料 ②医療機関資料 ③企業資料 ④公文書資料（行政文書）をどうしても加えておきたいという点にある。①はそもそも重要な一次資料でありながらなかなか資料とされにくく、被害者本人と運命を共にして消滅しやすい、いわば私的記録（私文書）であり、②も小さな医院などにおける投薬などの書類であり私的文書として処分されたり、あるいは患者の診療記録への守秘義務や責任追及への危惧などからも消滅しやすく、顕在化しにくい重要な一次資料である。そして、④も公文書として国民すべての共有財産であるとされながら、開示請求をしてもなかなか公開されず、開示されても往々にして黒塗りだらけの開示となることも周知の事実である。筆者は、これら、必ず生まれているはずの薬害資料群を、今眼前にある資料群の中には存在していなくとも、資料分類の一つとして明示することで将来の資料化を期すことが可能となり、薬害資料の将来の再検討の可能性を広げる、いわば資料の扉となるのではないかと考えたのである。

2点目の批判に対しては、むしろ、この薬害資料の共通分類を立てることで、熟練を要すると筆者も痛感している記入項目、例えば裁判資料の場合、非常に読み取りにくい作成者欄などの記入などを省略しても、資料の簿冊タイトルと薬害名とこの共通分類①～④さえ入力すれば、一定程度の横断検索は可能であり、当事者との共同作業、あるいは被害者団体自前の資料リスト作成方法の簡略化にも寄与できるのではないか、と考えている

## 1. 薬害資料のマニュアル作成

### (1) 「入力」マニュアル

当初、明確な組織を持たずに出発したであろう薬害の被害者団体事務局は、いわば自然発生的に増え続けた書類を順次、簿冊に編綴していったことで現在の資料群を形成したと思われる。その結果、多種類の資料が混在して綴じ込まれている簿冊が多く、薬害資料固有の特質を把握するためのサンプル調査としては、簿冊単位の資料リストだけでは不十分

だと思われた。サンプルとしての最初の資料整理作業は、質、量ともに、典型的な構成を持つ被害者団体資料を、手間はかかっても、一度は件名レベルまでの資料リストを作成する段階まで、実際に作業をやってみる必要があると思われたのである。

件名までの資料リストの作成には、その原簿として汎用性の高いエクセルでの入力作業が一般的であり、入力したい項目記入に関する基準や、年月日は半角8桁の数字として入力する、などの細かい統一に至るまでの、実務的入力マニュアルが必要である。

入力マニュアルを作成しながら福岡スモン基金資料の一件書類約1万点の件名リストを作成することによって、被害者団体資料については、現在かなりのケーススタディが進んでいる。判断に迷うケースについて、まず判断基準と記入方法をマニュアルに文章化して作業者と共有する、そして、同種の例にぶつかるたびにマニュアル文章が適正かどうかを確認され、薬害資料の特質に即した、実務的入力マニュアルが作られていく。現在、この入力マニュアルは、薬害被害者団体の所蔵する資料であれば、かなりの応用がきくのではないか、というレベルまでの蓄積が進んでいる。

## (2) 入力マニュアルの凡例化と省力化

次に、サンプル資料の件名リスト作成作業から抽出した入力マニュアルの文章を整理し、一つにまとまる事項は一つにまとめ、薬害資料全体に通用する入力マニュアルへと作り上げていく。最終的にこの入力マニュアルの簡素版が、資料リスト公開の際の「凡例」となる。と同時に薬害資料用の入力マニュアルから、簿冊単位のリストに関する事項だけを取り出し、自前のアーカイブズを構想する被害者団体に、薬害資料に即した入力マニュアルとして提供することもできる。

社会問題となり、責任追及と救済を求めた裁判を伴う薬害資料の主要部分は、9種の共通分類中の、③被害者団体資料、④弁護団資料、⑤裁判資料などであり、④、⑤などではその書類の作成者などの基本項目の入力さえも統一的に入力しようとするれば、かなりの専門知識を必要とする。当事者自身による被害者団体資料の自前の資料リスト作成には、むしろ、その簿冊のタイトルだけを取って、残りの項目の精密な入力よりも、共通分類①～⑨までの内どの資料が含まれているか、だけを優先的に入力するように思い切った省力化をしても、簿冊内のおおよその資料内容は把握できるのではないだろうか。薬害の共通分類①～⑨はこのような用途に応用できるかもしれない、とも考えている。

## 2. 薬害資料の横断検索

薬害資料には、多種類の薬害（薬被連だけで 10 薬害、12 団体）があること、1 資料群内の資料数が大量であること、同一の薬害に関する資料であっても全国にわたる被害者団体の保管資料が多く、その団体ごとの資料的特色を持つことなどの特徴がある。仮に薬害研究資料館が実現すれば、必然的に薬害に関する資料全体の「ハブ」資料館としての機能を持たざるを得ないのではないだろうか？「ハブ」資料館としての薬害資料館は、当然これら多様な所在状況と多様な内容を持つ薬害関連資料を横断的に検索する方法論を持つ必要に迫られる。

また、スモン資料にはス全協資料のように、すでに法政大学環境アーカイブズのような資料館に所蔵・公開されている資料もある。環境アーカイブズですでに整理された方法を邪魔しないような横断検索の方法が必要である（当初の提案通り、シリーズに代わる階層に共通分類を使った統一的階層を作っても良いが）、薬害名の欄と 9 種の共通分類の欄（+ すでにあるかもしれないが、キーワードの欄）の 3 欄を薬害研究資料館の負担で追加する方法でなら、他館の整理成果を否定することなく、リンクすることが可能ではないか、と考えられるのである。

### (1) 薬害名項目の追加

薬害資料全体を検索する際、現在薬被連に加入している 10 薬害の名称だけでも薬害種類ごとに検索し、資料を分別できる必要がある、という事は、誰しものが認めるところだろう。例えば、薬害名（公害他、薬被連以外の薬害名も含む）を使った実演でも示した通り、薬害名の欄を追加した福岡スモン基金資料の資料リストからは、作業済みの 8 箱の資料を対象とするだけでも、公害資料 398 セル、ミナマタ病資料 215 セル、HIV 資料 82 セルがヒットする。弁護団メンバーの共通性があることからか、スモン以外の社会問題関連の資料が群を抜いて多いことが一目瞭然に読み取れるのである。

### (2) 被害者団体自前での資料リスト作成

薬害名項目と共通分類項目の追加によって負担を軽減しつつ便宜性の高まる使い方として、被害者団体自前での資料リスト作成を簿冊リストレベルに限定し、薬害名、共通分

類の二つの欄だけを追加入力してもらおう方法はどうだろうか。タイトルと薬害名、9種の共通分類の入力、たったこれだけの入力作業をするだけでも前述した通り、他の薬害資料や公害などの類縁資料との関係性が一定程度浮かび上がるし、①個人資料、②医療機関資料、⑥企業資料、⑦公文書（府県などの行政文書）を含んだ共通分類を意識することで、今は資料として顕在化していなくとも、その系統の資料が生成されて確実に存在し、将来これらの資料を含めた総合的視点からの薬害研究が必要であることを当事者自身が意識し、被害者団体所蔵資料の整理が軽負担で進められるのではないだろうか。

これらの作業を被害者団体の手を借りて、資料整理班のメンバーとの共同作業として進めれば、筆者が何度か説明会を開いたときによく聞かれた質問、「どんなものが資料なのか、がよくわからない」という声に対する答えも被害者団体での活動メンバー、被害当事者などの間での共通認識として醸成され、ゆくゆくは被害当事者自身や家族が保管している個人資料や遺品などの資料も被害者団体自身によって資料化される可能性が高まるのではないだろうか、また、当事者が作業に加わることで、公開ルール設計にも当事者として参加しようとする意識も生まれ、逆にこのような共同作業を行う中で、学生を含めての資料研究班のメンバーも、当事者の感覚を少しでも共有することが可能となるのではないだろうか、という期待がある。利用ルールの設計については、（薬害資料のような個人の人権と尊厳に関わる資料を多数含む資料の場合は特に）当事者を何らかの形で包括する、開かれた議論のもとで設計、改良し続ける必要があると思うからである。

### (3) キーワードの統制

福岡スモン基金資料の作業でもキーワード欄を設けての入力を試みているが、採用語句があまりにも多岐にわたりすぎて、閲覧者はどう検索して良いか、見当がつかないのではないか、と思われた。キーワードには、ヒット率を高めるためにも、何らかの統制をかける必要がある。そこで考えたのが、多様なキーワードをいくつかのグループに分けることで少数のキーワードグループに再編成する、という方法である。語句自体を統制するには再度すべての資料内容を読み返すほどの手間がかかる。被害者団体の「会計決算」や「会計簿」、「会計書類」など多様なキーワードとして入力されているキーワードのすべてを統一的な語句に置き換えることは極めて困難である。そこで、会計関係のキーワードはすべてピンクセルにするなどの、語句の統制に代わる別の識別方法でのグループ化はできない

か、という発想である。これは作業の中核を担ってくれている大学院生の思い付きである。薬害資料で言うなら、会社名は異なっても、訴訟の相手方である製薬会社名はすべてグリーンセルなど色でグループ化する、などの方法が考えられる。主要なキーワードをグループ化して検索可能にしてしまえば、最後に残った雑多なキーワードは「その他のキーワード」グループに入れてしまえる。応用として、地域資料であれば、奈良県なら奈良県内の市町村名はすべてグリーンセルでグループ化しておく、などの方法で、キーワードに統制をかけることも可能ではないだろうか。工夫次第で、無限の語句に広がりやすいキーワードの一定の統制が可能になるのではないだろうか。

### 3. その他の活動

#### (1) 緊急避難活動

薬害事件の当事者や事務局が維持しきれなくなった資料の随時受け入れ、これは絶対に外せない職務である。まずは捨てられる事を防ぐことからすべてが始まるからである。

#### (2) 段階的調査

福岡スモン基金資料のサンプル調査が 31 箱の最後まで到達して以降は、第一にスモンの他の被害者団体資料へと整理作業を拡大するという方向と、第二にスモン以外の薬害資料（例えば肝炎）の原告団長個人保管の資料など、異なる薬害に関する資料で、スモンとは出所も時代も量も違う資料群の調査に作業を移し、薬害共通の入力マニュアルや検索装置の適合性をさらに検証する、という二つの方向が考えられる。学生バイト 2 名とスタッフ 1.5 人分として、月 3 回程度の稼働分しかない 2022 年度予算額でできる作業は限られている。まずは 31 箱の残り 23 箱分の追加欄の入力作業を優先し、その後は第二の方向を次の段階の作業として考えることがベターであろう。

資料整理調査には、常に時間と予算の限定がある中、ある段階で調査を中断する「段階的調査」という考え方がある。本科研で求められているのは、複数の薬害資料について対応できるアーカイブズの基盤構築研究であって、薬害資料全体の入力マニュアルを考えるためには、別の薬害種類で、出所、量ともに異なる薬害資料の整理作業へとシフトする事が現段階では必要と思われる。

研究計画の見通しをつけるためにも、従来から再々提案しているように、厚労省科研の

研究班全体での中期計画（例えば5年計画）の策定、中期計画内での到達目標と実現可能な予算配分などを話し合い、科研内での各班の協力体制が必要であると思われる。

### (3) 資料公開に向けたルール設計

個人の人権と尊厳にかかわる非常にセンシティブな資料を多く含む、薬害資料の公開ルールの設計、これが資料整理班の取り組むべき、最難関の次の重要課題である。

22年3月27日（日）、筆者は、シンポジウム「医療ヘルスケアアーカイブズの保存と利用に関わる諸課題と当事者参加」に参加した。シンポでは、薬害資料の公開ルールを検討する上で非常に参考になる、医療データのアーカイブズ化の課題が検討されていた。差別を再燃させない公開とは？個人情報保護法や情報公開法、公文書管理法などの関係法規との関係は？などなど、薬害資料のアーカイブズ化に取り組む筆者としては非常に刺激的なシンポジウムであった。日経新聞22年1月20日紙面に、全面広告として「カルテは誰のもの」、「医療のデジタル化の現状と課題」等々の記事が掲載されたこともそのシンポで教えられた。医療資料をアーカイブズ化しようとする機運は確実に盛り上がっている。

しかし、厳密な公開ルールが完成してから、などとなると、資料公開は長期間保留されざるを得ない。当面は、資料は薬被連所属の被害者団体所有の資料として権利関係を整理し、道義的条項の覚書交換で、少なくとも資料リストの閲覧は順次許可する方向をも考えるべきではないだろうか。

### (4) 現物資料の保全と複製データ（デジタルデータ）の作成

薬害資料には利害と立場の異なるステークホルダー（利害関係者）が多数存在し、一つの薬害裁判に関する資料であっても、被害者団体をはじめとして、様々な立場の利害関係者のもとに薬害資料が蓄積される。そして、資料の成立期が印刷とコピーの時代ゆえに、重複する資料もまた多量に存在する。裁判所には裁判資料としての薬害資料が残され、弁護士事務所（もしくは弁護士個人）には弁護団が作成した膨大な資料が残されているはずである。さらに、薬事行政を管轄する厚労省をはじめ、地域の（特に府県の）公文書館には府県文書の一部として、行政がかかわった、薬害関連資料が残されている。これらの中には京都府庁文書内のジフテリア事件関連書類のように、すでに当事者団体は存在せず、行政にしかまとまった量の資料が確認できていない資料もある。裁判資料のように、何か

所にも重複して保存されている資料と、いまだ資料としての認識さえ薄い個人情報など消滅しやすく、どこにも残らない資料との差が激しい。まずは資料リストを作成し、重複資料を割り出してから複製物の作成、デジタル化という順にしなければ、コストがもたない。同一物の重複からは、選別・廃棄ルールの検討もいずれ必要となるだろう。デジタルボン（初めからデジタルで作成された資料）の存在も考えなければならない。

複製物の作成としてのデジタルデータ、またはデータベース用の電子データ等々、セキュリティの確保と現物資料の保全(近代の工業生産による用紙の劣化への対応と保全計画、酸性紙問題など)については、最後に課題としてここにあげるのにとどめておく。

## おわりに

アーカイブズは、単なる倉庫ではない。同様に、アーキビストも肅々と資料にナンバーを与え、資料リストを完成させればそれで良いという倉庫番ではない。アーキビストとは、一般に考えられている以上にアクティブに、長期間にわたって資料と関わり続けて資料活用を進化させる専門職であると筆者は考えている。

第1に、アーキビストは、保存(死蔵)するだけでは単なる「モノ」でしかない、文字による記録物を、活用できるように「資料化」する初動調査の重要な担い手である。

第2にアーキビストとは、研究者の学術的利用だけのためではなく、健康被害治療の医学的進歩や救済制度のために役立ててほしいと願う当事者や、エビデンス(証拠、根拠)に基づいた新しい薬事行政の政策立案を求める人たち、あるいは薬害資料に学び、薬害根絶のための薬害教育を確立しようとする人たち等々、より良い未来のために過去の出来事(薬害)に学ぼうとするすべての閲覧者たちに、資料についてのメタデータ(明確な典拠に基づいた、資料のアウトライン記述)を提供し、求められる資料にたどり着くための絞り込みの適切な方法と道筋を提示し、公開と利用に関するルールを設計し、改良し続ける仕事であると考えられる。

第3に、一つの薬害資料(例えば「福岡スモン基金資料」)から、今現在の視点のみで読み出される意味内容だけに満足することなく、複数の薬害資料との複眼的分析と、現在の資料的、かつ歴史的限界を超えた将来の再検討をも可能にする事を念頭に置いた方法論を模索し、新たに得られた研究成果を再び資料のメタデータに付け加えることによって、常に「資料を育てていく」専門職、というのがアーキビストなのではないだろうか。

第4に資料の持つ意味内容分析の現段階を、展示や研究成果の発表によって利用者に示し、その成果を教育キットにまでまとめること（いわゆる教育普及活動）もアーキビストの仕事であり、デジタルアーカイブが求められる現代では、テクノロジーの進歩とともに、どこでも誰でも、より広範に、より簡便に資料にアクセスし、活用できるソフトを考えるという役目もアーキビストに求められる時代になって来ている。

薬害資料がお互いにリンクされ、アーキビストと当事者とが共同してルール設計やアーカイブズ化に参画できるよう、入力方法の標準化とテンプレート化、までのブラッシュアップも求められることになるだろう。アーキビストが学ぶべき分野もかつてない程に広がってきている。



	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	金慶南調査様式											
2	形態記号	ファイル番号	アイテム番号	ファイル名	ファイル作成者	アイテム名	アイテム作成者	アイテム受権者	ファイル作成年月日	公開評価	非公開理由	備考
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												





## 【資料分類】

- ①個人資料
- ②医療関連資料
- ③患者・支援団体資料
- ④弁護士資料
- ⑤裁判資料
- ⑥企業資料
- ⑦公文書
- ⑧報道資料
- ⑨その他

(出典) 島津良子「薬害資料アーカイブ構築のために」『薬害資料データ・アーカイブズ基盤構築とその為の体制整備』(課題番号: H30-医薬-009)平成 30 年度厚生寮同省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書)、研究代表者藤吉圭二(追手門大学社会学部教授)、2019 年 3 月

## 1. 薬害資料の分類とその特徴(発生順)

### ①個人所蔵の資料

薬剤の現物、服用方法が書かれた薬袋、被害状況のわかる写真、家族の看護日誌、母子手帳、医者とのやり取りのメモ、健康被害の実態が日にち単位でわかる患者の手帳やメモ類、(和解後も含めて現在までの)被害者本人の闘病や生活状態を示す日記や手紙、患者や家族が入手した被害者への投薬記録や医療カルテ、同様の被害者がいることがわかって後、患者当事者団体結成までの呼びかけや連絡などの記録類等々。

これらは健康被害が「薬害」と認識される以前の、起こった事柄に最も近い時期の、被害発生当初の実態を示す重要な資料であるとともに、人に読ませるために作成されたものではなく、断片的であったり、当時の感情の波をも未整理のままさらけ出したりという、きわめて個人的な記録である。和解成立後は、終わったこと、つらい、忘れたい記憶となり、家族内の葛藤や個人生活の見せたくない一面をも含むこれらの資料は、提供することに大きな痛みを伴い、特に亡くなった患者の遺品は、家族からの提供がためられる資料である。

和解後も、被害以前には当たり前のものであった生活の一部を奪われたまま患者個人の人生は続く。ショウガイなどの健康被害以外にも、仕事ができないなど、社会からの強制退去と生活の経済的不安、各種の二次被害と差別の存在、被害を証明する記録の有無や被害の軽重による被害者の分断、妬み差別、賠償金などの金銭を巡る様々なトラブル等々も現れてしまう資料であり、実態を示すがゆえに所蔵者が無条件には提供できない資料群でもある。

加えて、被害発生当時最も情報から遠かった患者本人や家族が、なぜこんな状態となったのかを知ろうとして、個人的努力によって収集、保管してきた②、⑤、⑥、⑦の資料をも含み、特に自らの体調の記録や日付のある服用記録、闘病日誌などは、②の医療関係資料や⑤の企業資料などの資料についての検証には不可欠な資料である。

これらの資料はあくまで個人の大事な記録であり、提供された資料の公開、活用については、個人名の記号化、当事者死後の公開などの公開条件が検討され、現物の返却を含めて所蔵者の意思が最大限認められるべき資料である。

### ②医療関係者(医療機関)の資料

カルテ、投薬記録、診断書など、患者への医学的処置の記録。医師や医療機関の協力なしには入手困難な資料。患者自身がかろうじて入手できた自分自身の医療関係資料は①の個人資料に残り、患者団体がその後裁判の過程で入手した医療関係資料は③の裁判資料に残される。両者は②には本来どんな資料があるはずなのかを示すのぞき窓となり、まだまだ眠っているであろう②の医療関係資料への手がかりを提供する。患者サイドからは極めてアクセス困難な資料群であり、③の裁判資料に使われたのはそのごく一部である。ただし、医学的情報とはいえ、そのほとんどが究極の個人情報であり、新たな差別を引き起こし、患者の将来の人生にも影響する可能性もあり、取り扱いには注意が必要である。

これらの医療記録を入手するため、提訴時にあえて医者を被告から外した例もある。責任追及を恐れ、改竄や隠蔽、廃棄の起こりやすい資料であり、①で患者が保有する記録があれば、照らし合わせる必要がある。

### ③患者（+支援者）団体の資料

患者団体が保有するこの③の資料群が、今回の科研事業の主要な収集対象資料である。

健康被害がまだ薬害と認識されなかった時期からの、患者の被害状況アンケートの回答原本など患者当事者たちの置かれた状況を集団的に示す資料や、患者団体結成の呼びかけ、当事者団体結成に至るまでの経過資料は、個人情報①の中に多く残ると考えられるが、団体結成後は、製薬会社や行政との交渉記録や抗議行動の記録等、団体結成後から長期にわたる裁判闘争の時期には原告団としての情報共有のため、大量の記録が作成、蓄積された。当初最も薬害関連資料を持たなかったのが当事者である患者たちであったが、責任追及、裁判提訴にあたって収集、蓄積された膨大な資料が患者団体に保有される。その資料の出所は多岐にわたり、①、②、④、⑤、⑥、⑦までの多様な出自の資料が混在している資料群である。

運動の長期化と共に団体の主要な担い手も変化し、特に団体形成期、運動の初期資料は個人情報として散逸する危機にある。また、団体結成後も長期間にわたるメンバー間の情報交換や団体の動きに対する個々の当事者の心情は、①の個人的手紙類に集中的に現れると思われる。その意味で、②の患者団体資料と個人情報①とは相互に補完関係にある。

発生時期が古い薬害被害者団体の資料は、和解の成立、患者団体の解散、担い手の高齢化などによる事務局の縮小などによって、資料散逸の危機にある。逆に補償等について、裁判や行政との交渉が現在も継続されている団体では、まだすべてをオープンにできない現用文書としての性格を持つ資料をも含んでいる。患者団体内部での意見対立や葛藤、分裂などを示す資料も存在し、当事者としては、見せたくない資料かもしれないが、これらは事実経過の一部であり、将来的には後世の歴史的教訓となる資料でもある。①③共に記憶間違いや、当事者団体内の対立や立場の違いによる批判や攻撃の表出なども含まれ、被害当事者の団体であるが故の出所バイアスも存在する。

また、文字による記録史料だけではなく、団体の会議の録音、抗議行動や集会の写真やビデオ、タスキやゼッケン、旗、横断幕、鉢巻きなどの物品、配布したビラやチラシ（印刷物、電子データ）なども多く残されており、これは、①にも残存する。

患者団体の資料には、相互の協力関係の中で、あるいは薬被連などを通じて交換、配布された複数の患者団体にわたる薬害関連資料や、薬害以外の多方面の支援者、協力者からの資料も混在する。個別薬害ごとの横断検索を可能にする目録事項が必要である。

### ④裁判資料

裁判の記録は、判決書については国立公文書館に移管されて永久保存される公文書となるが、判決に至るまでの経過すべてが残されるわけではない。当事者の主張や法廷でやり取りの速記録は判決が確定してから5年で廃棄されてしまう。これだけでは裁判が公正に行われたかどうかの将来の再検証は不可能である。

薬害裁判に関する膨大な資料は、弁護団のメンバーであった弁護士の手元に残り個人情報となっているか、あるいは弁護士事務所に眠っているケースがある。弁護士事務所にある場合、その収納スペースは限られており、和解成立のあと年数を重ねると共に廃棄の危機が迫っている。弁護士保有の裁判記録は重要な再検証資料として、患者団体資料と共に保存されるべきものである。但し、裁判資料の提供には、扱った事案に関する弁護士の守

秘義務について考慮する必要がある、提供に際しては、資料保有者である弁護士に、どのような資料が残存しているのかを研究班が調査することに同意してもらい、という手続きと共に調査者（科研事業の研究班）の守秘義務厳守の誓約書等が必要であろう。

裁判記録のうち主要な部分は、裁判原告の個人情報①と③の患者団体資料にも全く同一の資料が残る可能性があり、①、②、③内の同一資料の重複を把握することが必要となる。また、提訴に至るまでの資料、被告は誰か、原告には誰と誰になるか、実名原告か匿名か、提訴に関わる葛藤と確執などの複雑な経過は①③に残るが裁判資料には残らない。その意味でも①③は④を補完する資料となる。

各地の被害者団体を訪問して実施した説明会では、裁判資料はあくまで勝訴という目的のために作成された資料であり、弁護士主導による文面作成の結果であることを指摘する当事者のコメントもあった。裁判官へのアピールを考慮することによって、当事者の心情との一定の乖離も起こっていたと考えられる。逆に自分ではまともななかった心情が弁護士の手を借りることで明確になったという声もあった。ここでも、④の利用にあたっては、裁判当事者の①③などの資料と照らし合わせる必要となる。

#### ⑤（製薬会社などの）企業資料

内部告発によって明らかにされる企業資料もあるが、強制力なしには入手困難な資料である。仮に入手できたとしても、当然、利害による改竄、隠匿、廃棄などの起こる可能性の強い資料である。その内容も責任追及を避けるためのバイアスを大きく受ける。限られた資料しか外部からは見えない資料であるため、裁判の過程で一部明らかになった資料、患者や家族の個人的努力で入手された企業内資料などは、数少ない貴重な資料となる。

「真相が知りたい」という患者の望みは、必ずしも犯人捜しと加害者糾弾だけが目的なのではない。薬害の根絶、再発防止のためにこそ、真相が知りたいのである、説明会の会場では、たとえば航空機事故の再発防止のための検証には、免責もあるという例も参考にするべきではないか、という意見が出された。今後は企業の協力を呼びかけながら、⑤の資料や②の資料を歴史的資料として収集する方法を考えることも必要であろう。

#### ⑥行政資料（厚労省、府県文書など）

④でも指摘した通り、現在「公文書」と呼ばれ国立公文書館で永久保存される行政文書は、決定された事項だけが保存され、その決定に至る文書は保存されないことが多い。近年起こった一連の公文書の隠匿、改竄問題への再発防止に向けて、内閣府はチェック・管理機能を強化するとしているが、上からの管理強化から出てくるのは、問題になりそうな文書はあえて作らない、あるいは軽微な文書として早急に廃棄するという官僚的忖度であり、根本的な解決にはならない。

記録の欠落は歴史の歪曲を生むだけでなく、組織や官僚自身にも大きな不利益を生み出す。たとえば、戦争犯罪に問われることを恐れて軍は敗戦時に大量の記録を焼却した。このため戦争犯罪に問われて身に覚えのない人たちも反証できる証拠を失い、900人以上のB、C級戦犯が死刑となったという事実がある。行政の政策が仮に正しい方向を向いていたとしても、記録がなければその正しかったという論証もまた、不可能になるのである。このことを行政マン一人一人に繰り返し伝えなければならない。

薬事行政についても、データ隠しや存在しないとされた行政文書の新たな「発見」は繰り返されてきた。情報公開法による開示請求をしても、問題になりそうな部分を塗抹処理した通称「のり弁」と呼ばれる状態での公開が多発し、情報公開の現状も政策決定のプロセスを可視化し、民主主義の砦とするというアーカイブの目的には程遠い状況である。

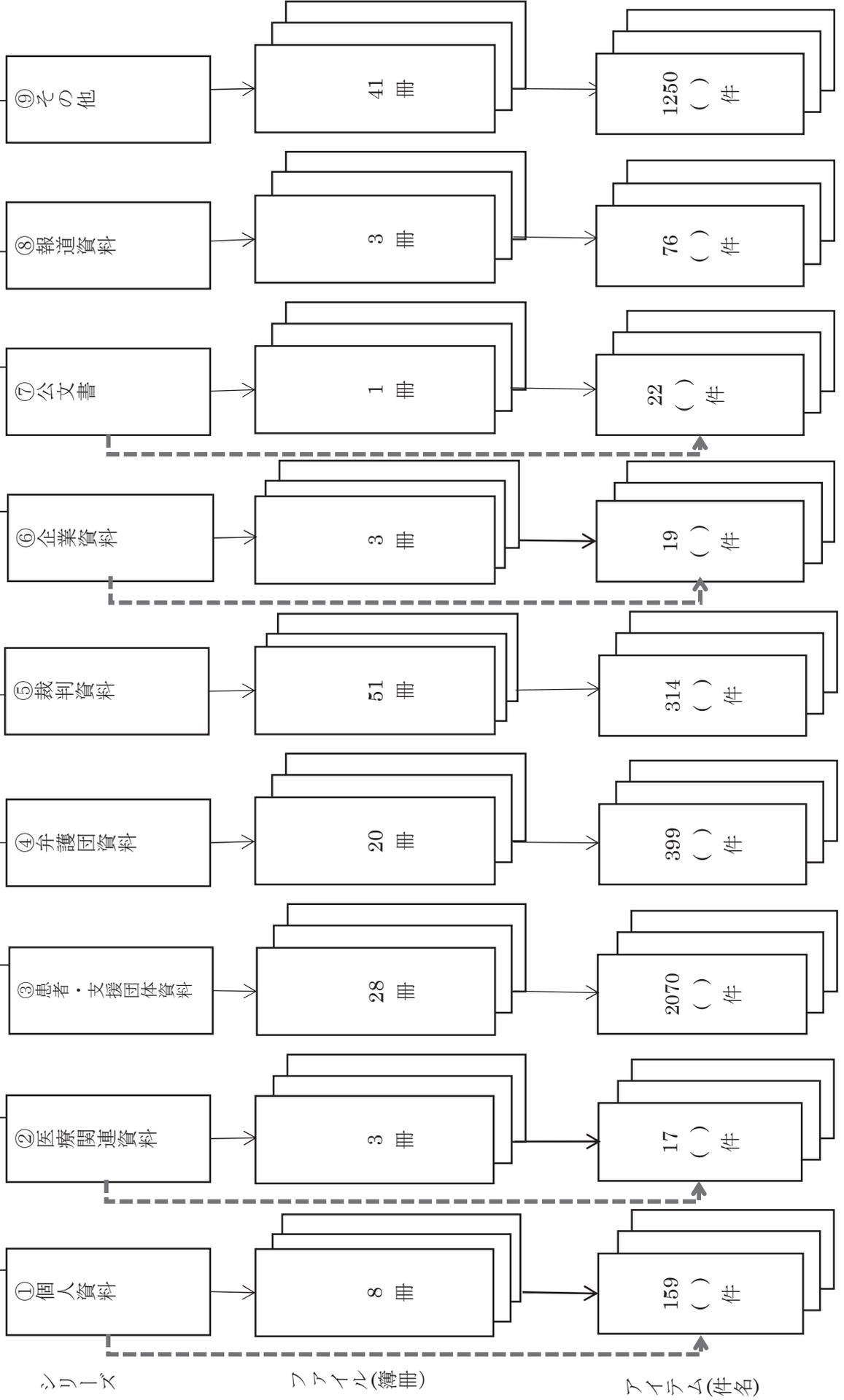
患者サイドの資料を対峙させることで、ねばり強い開示請求を続け、良心的な行政担当者の「個人所蔵資料」、「個人的メモ」などを発掘することも必要となる。

#### ⑦報道・出版資料、参考資料

健康被害発生の新聞報道記事をはじめ、患者団体結成や裁判の新聞報道など、初期の薬害を報じた中心は新聞記事であった。雑誌記事やテレビ番組の報道もある。その後、患者団体発信の小冊子、パンフ・出版物、書籍などが増え、当事者の声がある程度伝わるようにはなったが、マスコミ報道は、読者、視聴者に薬害の悲惨さを伝えようとすればするほど、被報道者の意図との乖離を生み出すこともあったと思われる。

他には、医療関係論文や医学に関する新聞報道などの参考資料もある。

福岡スモン基金シリーズ・島津案(箱1～7のみ)



## 薬害資料のシリーズ・資料分類に関する先行研究

●清水善仁「環境アーカイブズ 10 年の記録」『記録と史料 No. 29』2019 年 3 月、p27

整理が完了した資料群は、資料の寄贈者と覚書を取り交わした上で、PDF 化した資料目録を環境アーカイブズの Web サイトに掲載することにより一般公開としている。公開にあたっては、資料目録とともに解題にあたる「資料群概要」を作成し、それをあわせて掲載することで利用者に対して当該資料群の伝来や内容、目録編成の方針等について解説している。ただ、環境アーカイブズではデータベース・システムを構築していないことから、資料の検索手段は当該資料群の PDF 目録のみであり、パソコンの検索機能 (Ctrl+f) 等を利用する以外にはない。加えて、この方法による検索は一つの資料群のなかだけで完結しており、複数資料群の横断的な検索ができないのが難点である。環境アーカイブズが所蔵する資料はそれぞれに関連性があり、例えば〈薬害⇔公害〉〈原子力問題⇔市民活動資料〉のように、相互に共通する資料が含まれていることが多い。横断検索が実現できれば、利用者に当初想定していなかった資料にめぐりあう可能性を提供することになり、きわめて有意義な取り組みになると考える。近年、様々なアーカイブズ機関でおこなわれているデータベースの事例等も参考 にしつつ、その構築を進めていきたい。

●鈴木玲(研究代表者)・金慶南(研究リーダー)「2015 年度薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究 資料現況調査報告書」『(課題番号：H27—医薬—指定—003)平成 27 年度厚生労働省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書』2016 年 3 月、p18

(金慶南氏作成表)

薬害資料の発生サイクルによる収集対象記録

	資料のサイクル	記録区分	収集対象記録
⑥→	薬品の生産	民間記録	薬品生産企業が作成した資料
⑦→	薬品の許可・流通を承認	公共記録	医薬品許可担当の行政官庁が作成した資料
①②→	薬害の被害	民間記録	医療機関および薬害被害者が作成した資料
⑤→	薬害の承認・裁判	公共記録	医薬品被害担当部局、裁判所、国会議員などが作成した資料
③④⑤→	薬害を防ぐ活動資料	民間記録、 公共記録	薬害を防ぐため活動をしている国・地方自治体・裁判所・弁護士・立法機関・市民支援団体・教育機関などが作成した資料

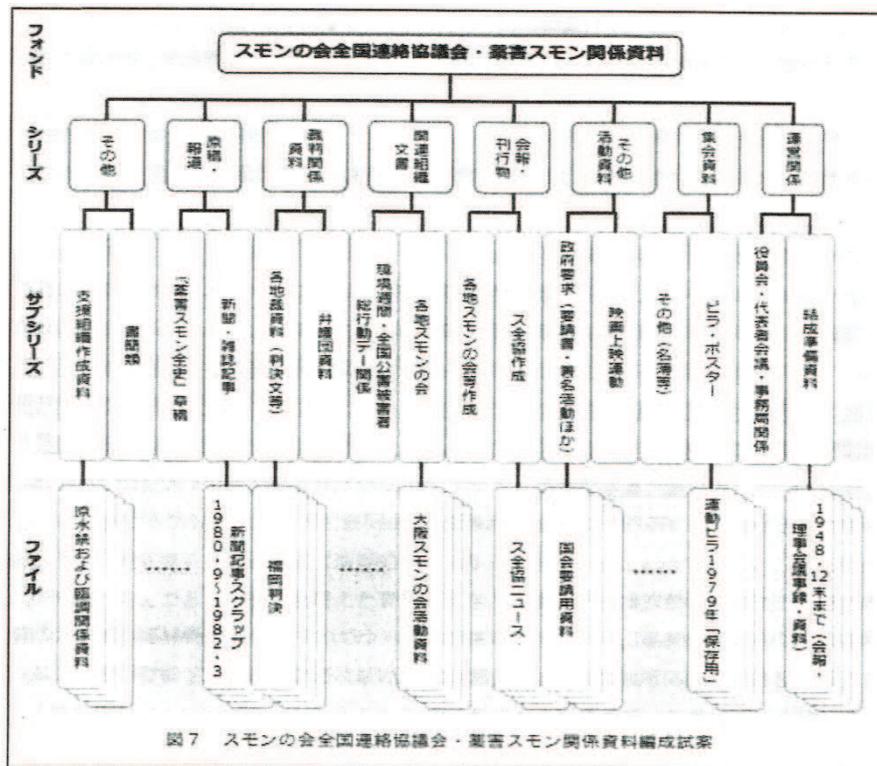


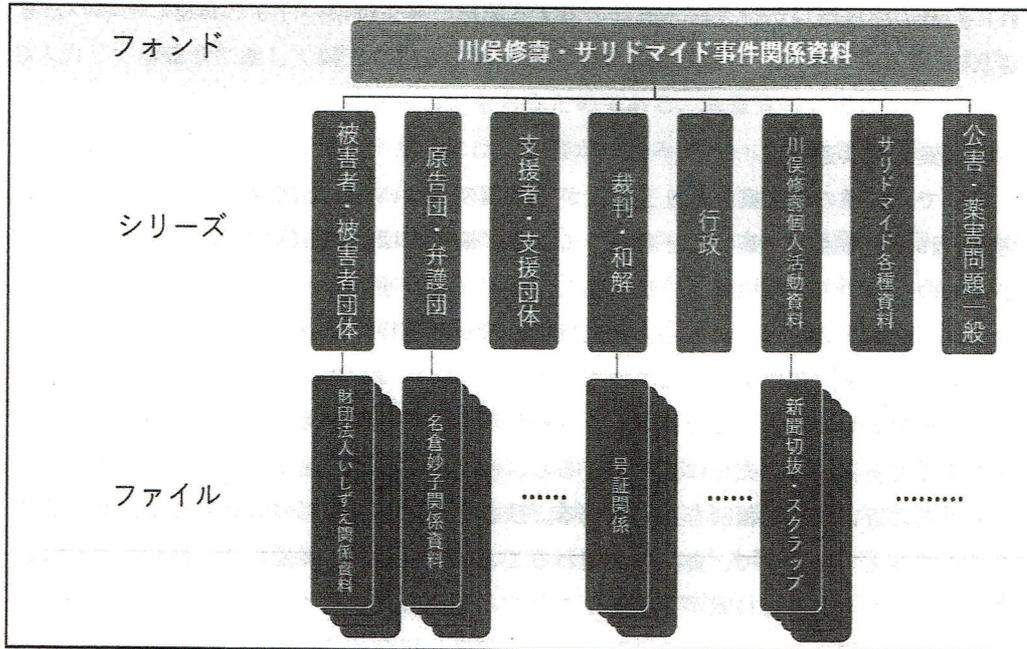
図7 スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料構成図案

川田恭子, 2019年8月, 「スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料公開の意義と課題」, 『大原社会問題研究所雑誌』第730号, 15頁.

・ 薬害スモン被害者にとって資料が持つ力とはなにか。スモンは、1950年代に1万人以上の患者をだした戦後最大の薬害である。薬害スモン資料とはなにかという大きな話をするには、薬害スモンのステークホルダーと彼らが作成した資料を網羅的に表現しなければならないだろう。おそらく、スモン被害者、被害者団体、弁護士支援組織、報道、製薬会社、国(厚生省) 医師および医療関係者、そして社会一般の人々という区分けになるのではないかと思う。

「スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料公開の意義と課題」『大原社会問題研究所雑誌 730号』2019年8月、p3

●長谷川達朗(サリドマイド資料)



長谷川達朗,「第3次寄贈分川俣修壽・サリドマイド事件関係資料の概要」, 環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会「サリドマイド事件関係資料を公開する——被害の記録、継承の意義をめぐって」, 2021年3月16日.

●橋本陽「個人文書の編成—環境アーカイブズ所蔵サリドマイド関連資料の編成事例—」『レコード・マネジメントNo.66』2014、p51~52

サリドマイド関連資料(0006)のように、主として収集されてきた記録から構成される資料群には、検討してきた北米における編成の方法論は有効ではなかった。しかし、シリーズを設定せず、ファイルを単純に並べたようなリストを提示するだけでは、資料の関連性を提示することはできず、また検索に難が生じる。そこで、ペアマンのいう出所がアクセスポイントとしても機能するという議論を想起し、もう一度出所が有効かどうかを検討する。

…………(中略)…………

彼らの考えを取り入れサリドマイド関連資料(0006)の編成に、社会的出所や場所の概念を取り入れた。環境アーカイブズに寄贈した川俣を越えて、川に渡された資料が、どのような場所や社会的関係性から成立するに至ったかを想定した。この想定についてはミーハンの議論を採用した。出所を抽象的に策定し、それとサリドマイド関連資料(0006)にあるフラットファイルや封筒、単独で存在する資料を照らし合わせた。その結果、幾つかのシリーズを設定することができた。主要なものは以下の六種である。

- シリーズ 1 : 原告団・弁護団、1960-1981
- シリーズ 2 : 支援者・支援団体、1964-1982
- シリーズ 3 : 裁判・和解、1952-1974
- シリーズ 4 : 行政、1963-1967、2006-2007
- シリーズ 5 : サリドマイド各種資料、1968-1976
- シリーズ 6 : 公害・薬害問題一般、1971-2009

図1 階層重視のシリーズ

資料 8

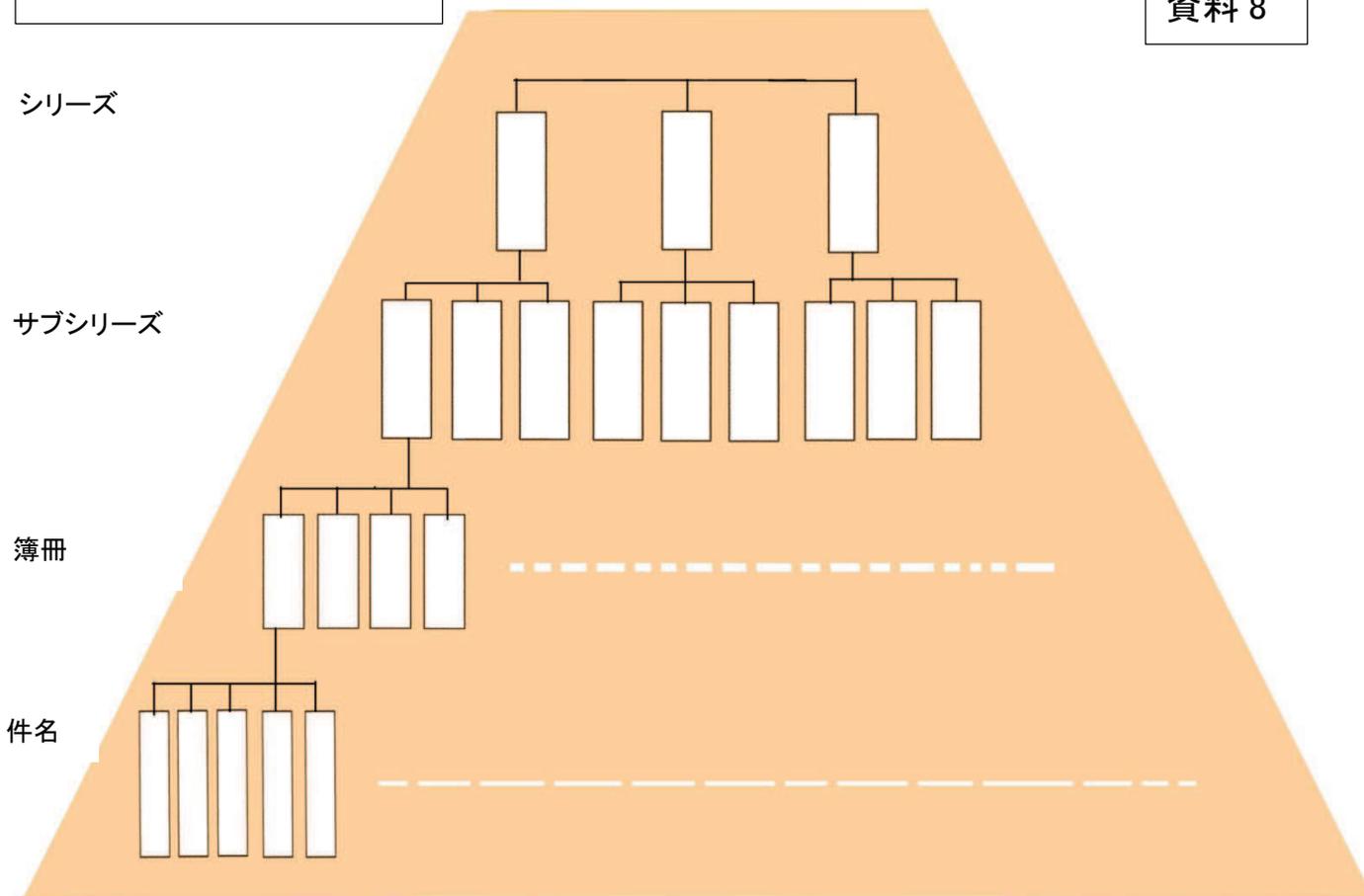


図2 アーカイブ同士の相互検索

福岡スモン基金所蔵資料  
(厚労省科研 研究班)

他館所蔵の薬害資料(例：法政大学環境  
アーカイブズ所蔵資料)

評	非公開理由	備考	薬害名	資料分類	キーワード
			スモン	①	〇〇 …… ▲▲
			スモン	②	
			スモン	③	
			スモン	④	
			スモン	⑤	
			スモン	⑥	
			スモン	⑦	
			スモン	⑧	
			スモン	⑨	
			スモン	⑩	
			スモン	⑪	
			スモン	⑫	

評	非公開理由	備考	薬害名	資料分類	キーワード
			スモン	①	〇〇 …… ▲▲
			スモン	②	
			スモン	③	
			スモン	④	
			スモン	⑤	
			スモン	⑥	
			スモン	⑦	
			スモン	⑧	
			スモン	⑨	
			スモン	⑩	
			スモン	⑪	
			スモン	⑫	

他館所蔵の薬害資料に、薬害名と①～⑨の共通分類(暫定)を追加すれば、共通ルールでの検索が可能になる。

他のアーカイブに薬害資料の 3 項目(薬害名、資料分類、キーワード)を追加)

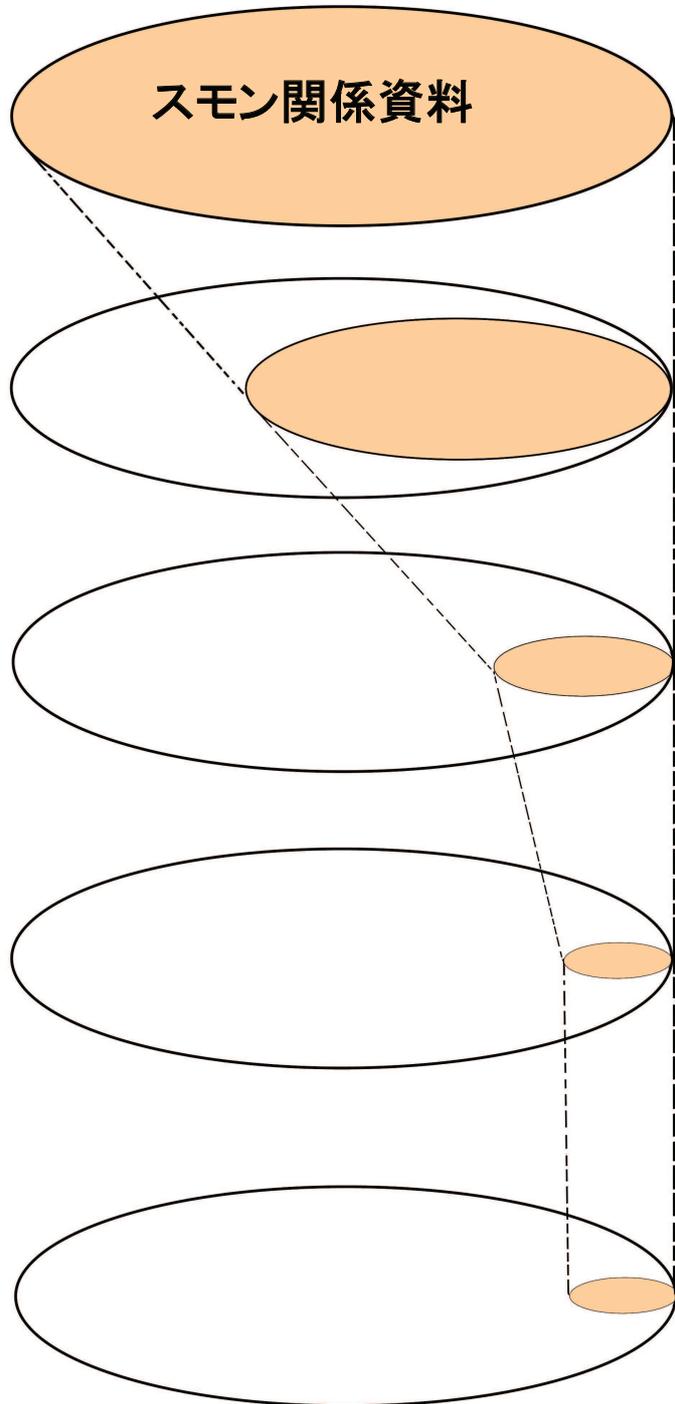
福岡スモン基金資料  
(検索用 3 項目)

法政大学環境アーカイブズ  
(検索用 2 項目:「薬害名」、共  
通分類①～③)を追加?)

公害資料館  
(キーワードに「薬害」あり)

各公文書館  
(キーワードに「薬害」あり)

大学文書館  
(キーワードに「薬害」あり)





## 広島平和記念資料館

広島県広島市中区中島町1-2 / 1-2 Nakajima-cho, Naka-ku, Hiroshima

[Webサイトを開く](#)

広島平和記念資料館は、原爆による被害の実相をあらゆる国の人々に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、1955年(昭和30年)8月に開館しました。被爆者の遺品や被爆の惨状を記録した写真、「市民が描いた原爆の絵」などの資料を収集・展示するとともに、広島の被爆前後の歩みや核時代の状況などについて紹介しています。

### データベース



#### 広島平和記念資料館平和データベース(図書)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「図書」の情報を収録したものです。



#### 広島平和記念資料館平和データベース(雑誌)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館情報資料室が所蔵する資料のうち「雑誌」の情報を収録したものです。



#### 広島平和記念資料館平和データベース(音楽・音声)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「音楽・音声」の情報を収録したものです。



#### 広島平和記念資料館平和データベース(美術品)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「美術品」の情報を収録したものです。



#### 広島平和記念資料館平和データベース(写真)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「写真」の情報を収録したものです。

#### 広島平和記念資料館平和データベース(原爆の絵)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「原爆の絵」の情報を収録したものです。

当サイトの一部では、サイトへのアクセス分析やサイトの利便性向上を目的として、クッキー(cookie)を使用しています。詳細は、[プライバシーポリシー](#)をご覧ください。

[同意する](#)



広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「動画」の情報を収録したもの。



**広島平和記念資料館平和データベース(被爆資料)**

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「被爆資料」の情報を収録したもの。



**広島平和記念資料館平和データベース(被爆者証言ビデオ)**

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「被爆者証言ビデオ」の情報を収録したもの。



**広島平和記念資料館平和データベース(特別コレクション)**

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「特別コレクション」の情報を収録したもの。

最終更新日

2022/02/03

### 被害者団体寄贈の資料 整理せぬまま10年

11/15(月) 19:15 配信 1



北日本放送

#### ニュース番組

富山県立イタイイタイ病資料館が、被害者団体から寄贈されたおよそ1万点の資料を、開館から10年近く経過する今まで、ほとんど整理していませんでした。

これは市民団体「イタイイタイ病を語り継ぐ会」が先月行った申し入れに対し、県が15日の回答で明らかにしたものです。

語り継ぐ会は、ことし6月、イタイイタイ病患者の写真を活動で使用するため、県立イタイイタイ病資料館に許可の申請をしましたが認められませんでした。

そこで、県に対し被害者団体のイタイイタイ病対策協議会から寄贈された資料の著作権の扱いや、整理の状況などについて申し入れ書を提出しました。

これに対し県は「患者の写真は遺族などへの配慮が必要なので、協議会にその都度、確認した上で判断している」としました。

一方、寄贈された資料が整理されていないことを認めただけで、次のように答えました。

県 健康対策室健康課 久崎みのり課長

「来年、資料館の方も10周年を迎えますので、その際に少しでも整理できるように検討していきたい」

イタイイタイ病を語り継ぐ会 向井代表運営委員

「まず資料館の資料整理について第一歩をきちんと踏み出してほしいということを認識していただいている」

1食あたり 554円 (税込599円)

頼めば頼むだけお得に!

DOSH ナッシュ

DAIHATSU CAST

細部の質感にまでこだわりたい。そんな人にぴったりの一台を。



#### アクセスランキング (信越・北陸)

- 1 タイヤ交換…アルミホイール高騰!? なぜ? 【新潟】 UX新潟テレビ21 11/18(木) 22:31
- 2 ワカサギ投網漁今季終了 長野県諏訪湖漁協「苦渋の決断」 長野日報 11/19(金) 7:03
- 3 富山県、職員給与引き下げ 国対応と異なる方針 市町村、苦慮 北國新聞社 11/19(金) 5:01
- 4 コロナ禍の海で密漁激増 福井県は過去5年で最多163件、稚貝まで採る悪質ケースも



24時間配信の動画=ニュース

# イタイイタイ病資料館の資料などめぐり回答

この記事シェア

2021.11.15 11:49



県立イタイイタイ病資料館が保管している資料の使用や整理をめぐり、市民グループが行った申し入れに対し、県は15日に患者の写真などについては、被害者団体に確認した上で判断していると回答しました。

市民グループ「イタイイタイ病を語り継ぐ会」が申し入れたのは、被害者団体、イタイイタイ病対策協議会が県立イタイイタイ病資料館に寄贈した資料について、その活用や公開にあたっての取り決めの有無と、整理や保存、研究態勢における県の責任についてなど3点です。

県は、資料の寄贈の際に、イタイイタイ病対策協議会との取り決めはなかったとする一方、患者の写真などの使用には遺族や関係者への配慮が必要とし、イタイイタイ病対策協議会にその都度、確認した上で判断しているとしました。

語り継ぐ会の向井嘉之代表運営委員は「イタイイタイ病患者の写真の使用をめぐって公平を欠く対応があった。資料の使用許可は県が主体性を持って判断してほしい」と話していました。

< 記事一覧に戻る

- 新型コロナ特設サイト
- 新型コロナ データとグラフで見る
- 新型コロナ 最新ニュースまとめ
- 日テレ防災サイト
- 千葉ロッテマリーンズ全試合生中継

ニュース検索

検索 ▶

📅 カレンダー検索 ▶

### ★ アクセスランキング

- 老人ホームで男女死亡 職員殺害後に自殺か
- 住宅ローン減税“控除率”引き下げ検討
- 石川にハプニング 卓球代表 アメリカ到着
- 中国 不明テニス選手が“告白否定メール” 別の少女“押し倒された”見相職員わいせつ

### 🗨️ 最新ニュース

- 住宅ローン減税で問題視 “逆ざや”とは
- きょうの株価・為替予想レンジと注目業種
- 大谷選手がMVP受賞 岸田首相がコメント
- 日経平均 前営業日比42円高で寄りつき
- 「住宅ローン減税」縮小を検討…影響は？

アクセスポイントとしての箱別概要  
—「福岡スモン基金資料」の整理業務から—

小森 達郎

2022/03/05(土)13:30~16:00  
厚生労働科学研究「薬害資料データ・アーカイブスの基盤  
構築・活用に関する実践的研究」2021年度研究報告会

アクセスポイントとしての箱別概要  
—「福岡スモン基金資料」の整理業務から—

小森 達郎

(研究協力者・立命館大学非常勤講師)

事務室（大阪市港区弁天町）の作業風景



## 福岡スモン基金資料の箱と簿冊（1）



## 福岡スモン基金資料の箱と簿冊（2）



## 福岡スモン基金資料の箱と簿冊（3）

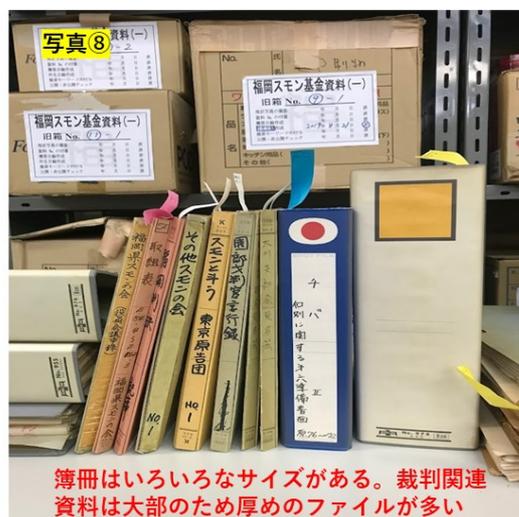


表1：福岡スモン基金資料（合計31箱）の簿冊および件数総数

	箱1	箱2	箱3	箱4	箱5	箱6	箱7	箱8	箱9	箱10	箱11	箱12	箱13	箱14	箱15	箱16	箱17	箱18	箱19	箱20	箱21	箱22	箱23	箱24	箱25	箱26	箱27	箱28	箱29	箱30	箱31	合計
簿冊	61	45	58	68	99	99	11	12	18	50	54	34	23	37	15	61	26	45	88	40	15	19	14	33	17	54	41	51	1	25	823	
件数	1114	123	1160	995	9	228	303	1103	983	117	802	402	344	267	334	977	244	937	483	294	468	327	376	112	76	54	41	51	1	25	12619	
備考																																

現在、全31箱の簿冊目録+件名目録の入力が終了  
件名目録は、7箱まで資料分類の追加入力が完了！

表2：アクセスポイントとしての箱別に見た、福岡スモン基金資料（7箱まで）の簿冊十件数

資料分類	1箱		2箱		3箱		4箱		5箱		6箱		7箱		各分類の合計	
	簿冊数	件数	簿冊数	件数	簿冊数	件数	簿冊数	件数	簿冊数	件数	簿冊数	件数	簿冊数	件数	簿冊数	件数
①個人資料	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	13
②医療関連資料	0	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	15	0	2	1	21
③患者・支援団体資料	29	434	2	11	41	717	62	905	3	7	0	2	0	15	137	2091
④弁護団資料	2	17	6	81	2	30	1	23	0	0	2	13	6	235	19	399
⑤裁判資料	8	10	30	39	2	2	1	1	4	0空	7	212	5	50	57	314
⑥企業資料	0	0	3	9	0	7	0	0	0	0	0	0	0	3	3	19
⑦公文書	1	21	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
⑧報道資料	1	3	0	3	1	67	0	2	0	0	0	1	0	0	2	76
⑨その他（他団体資料など）	20	665	4	8	11	443	4	122	2	2	0	2	0	8	41	1250
合計	61	1154	45	151	58	1270	68	1053	9	9	9	224	11	313		

⑦

## 表2をアクセスポイントとして活用する（1）

■福岡スモン基金資料は件名総数で12,000点以上あり、そのなかから一件ずつ見ていくのはとても大変！そこで表2を、資料検索時のアクセスポイントとして活用する。

たとえば⑤裁判資料を中心に閲覧したいときに、表を見ると、2箱に裁判資料の簿冊が多いことが分かる（黄緑色の部分）ので、検索のときの目星がつく。**表2を用いて大まかな資料数を把握できる！**

👉今後、全31箱を表2に反映させるとともに、後半で紹介する「**箱別概要**」を各箱ごとに作成し、資料検索時のアクセスポイントとして活用できるように整備する予定。

⑧

## 表2をアクセスポイントとして活用する（2）

- 1冊の簿冊（ファイル）のなかにも、**複数の資料分類に該当する資料**が多く存在していたが、簿冊のなかに収められている**資料の多寡で判断**して、①～⑨いずれかの資料分類に帰属させた。
- 簿冊のなかにある件名資料（アイテム）でも、1件が複数の資料分類に該当するもの多く見られた。たとえば、福岡スモンの会に送られてきた他団体の会報・要請書（③患者・支援団体資料かつ⑨その他）や、スモン訴訟福岡弁護団が作成した裁判資料など（④弁護団資料かつ⑤裁判資料）など。

⑨

## 表2をアクセスポイントとして活用する（3）

- 表2の黄色部分のように、簿冊ではゼロだが、件数では見つかる資料もある。いずれかの簿冊のなかに**少数ながら点在（埋没）している資料**もある。①**個人資料**、②**医療関連資料**、⑥**企業資料**などで多い。これらは簿冊のなかにあるが、数が少ないため簿冊レベルでの資料分類では表面に浮かび上がってこない。
- これら少数の、しかし重要だと思われる資料を見落とさなく検索するために、**件名目録**で検索する必要がある。件名レベルで検索することで、これらの少数資料を必ず発見できるはず。

⑩

## 表2をアクセスポイントとして活用する（4）

- (1) **表2 + 箱別概要**で、自分が見たい資料のおおよその目星をつける。
  - (2) 同程度の量で複数分類の資料を含む簿冊（たとえば④弁護団資料と⑤裁判資料が半々くらいある簿冊など）には要注意！その場合は**件名目録**を必ずチェックする。
  - (3) それぞれの簿冊のなかに少ないながら伏在している資料を探す際も件名目録で検索する。
- ☞ これら3つの方法で、12,000点余の資料のなかから自分が読みたい資料を効率的に絞り込んでいくことができる！

⑪

## 数は少ないが収録されている資料（1）

■ 資料分類①の「**個人情報**」に該当すると思われるもの

\* 原告患者が作成した「**手紙**」や「**履歴書**」など（1箱簿冊No.3）

冊No.	簿冊No.	件No.	件名	内容	年月日	種別	形態	数量	作成者	受取者	公開性	公開理由	非公開理由	備考	業名	キーワード
1	3	20 /		手紙、履歴書	19820108	P	B4ハ	2枚	福岡県スモンの会、水上集	県庁衛生部要務課	非公開	個人情報	書留郵便物受領書の添付あり	スモン	①③	履歴書、(就労)
1	3	21 /		手紙、履歴書	19811222	P	B4、B5ハ	2枚	(福岡県スモンの会)、高田達人		非公開	個人情報	3-20と同様の受取者か	スモン	①③	履歴書、(就労)

\* これらの資料は①個人情報であり、かつ③患者・支援団体資料にも該当。

\* その他、遺族が作成した原告患者の「**病状記録**」など（6箱簿冊No.1）

⑫

## 数は少ないが収録されている資料（2）

■資料分類②の「**医療関連資料**」に該当すると思われるもの

\* **厚生年金（障害年金）診断書のコピー**（3箱簿冊No.3）

受入番号	簿冊No.	簿冊名	内容	年月日	種別	形態	数量	作成者	公開評価	評価理由	備考	表名	資料分類	小分類
3	3	厚生年金(障害年金)診断書コピー	年金受給権者現況届・年金診断書コピー	19830224~19831013	P	B5フランドアイル	厚1cm	福岡市博多区千代丁目14番24号千鳥庵病院医師 江島、紀代子、福岡県田川市中央町2番4号田川市立病院内科医師 小形嘉崇、田川市立病院整形外科医師 北野亮彦	非公開	個人情報 簿冊名は背表紙からとった	スモン	②		

\* その他、死亡した原告患者の各種証明書（「**症例証明書**」・「**解剖証明書**」・「**死亡診断書**」などの控え：6箱簿冊No.1）

\* これらの資料は②医療関連資料であり、かつ⑤裁判資料にも該当。

⑬

## 数は少ないが収録されている資料（3）

■資料分類⑥の「**企業資料**」に該当すると思われるもの

\* 田辺製薬が作成した「**医薬品製造許可申請書**」（2箱簿冊No.1）

\* 田辺製薬の代理人弁護士作成の「**準備書面**」の副本（2箱簿冊No.19）

☞この資料は⑥企業資料であり、かつ⑤裁判資料にも該当。

受入番号	簿冊No.	簿冊名	内容	年月日	種別	形態	数量	作成者	公開評価	評価理由	備考	表名	資料分類	小分類
2	1	医薬品製造許可申請書 田辺製薬	医薬品製造許可に関する申請書・委任状等	19651213 ~ 19671023	P	B5冊子	厚1cm	田辺製薬	公開	簿冊名は背表紙からとった	簿冊名の「田辺」は、年代の古い順に付番	スモン	⑥	
2	19	副本 準備書面 田辺製薬株式会社	裁判資料(準備書面)	19750404	P	B5冊子	厚0.5cm	被告田辺製薬株式会社代理人 弁護士 山下新一・林謙之輔・石井通洋・菅木康・武田篤一・川合孝郎・橋本壽・丁野清春・伊東真	公開	簿冊名の「副本」の文字は、四角で囲まれている	簿冊名の「田辺」は、年代の古い順に付番	スモン	⑤⑥	

\* 資料分類①②⑥の資料については、この後の検索で実演する予定！

⑭

## 資料分類（アクセスポイント）に基づいた 箱別概要のサンプル紹介

- 栗原敦氏が作成した箱別概要（24箱）を参照しつつ、福岡スモン基金資料のうち、**1箱および2箱の箱別概要**を試作したのでPDFデータで紹介。
- ☞ 先述したように、今後、全31箱に「箱別概要」を作成し、資料検索時のアクセスポイントとして活用できるように整備する予定だが、「箱別概要」はまだ試作段階。

**第1陣31箱のうち箱No.24の概要**

担当：栗原 2021.3.30 作成

資料分類	簿冊数	作成時期	内容等
①個人資料	0	-	-
②医療関連資料	0	-	-
③患者・支援団体資料	3	1972(s47)頃	全国スモンの会及びスモン統一訴訟原告協議会、全国スモンの会の姿勢をただす会など、批判・反批判等に関するものが中心であり、福岡スモンの会結成初期の資料もある
④弁護士資料	10	1972-1976	福岡弁護士団が収集した東京弁護士団のニュース、スモンの理解に関するものから、福岡の弁護士結成、参加の呼びかけ、弁護士の会議メモ、福岡訴訟の概要や経過、原告の入院・通院の記録など
⑤裁判資料	18	1972-1977	当初の東京地裁あて訴状、証人申請、準備書面、スモン訴訟専門部設置による集中審理反対意見書等（1972-1974頃）23件、及び福岡地裁での、双方の準備書面、文書（カルテ）送付嘱託、被告によるカルテの問題指摘と原告の反論、原告の陳述（被害状況）など（1973-1977頃）24件他
⑥企業資料	0	-	-
⑦公文書	0	-	-
⑧報道資料	1	1997	8月9日付『リビング福岡』1218号
⑨その他	1	-	空の封筒
合計	33冊		<p>※箱 No.24 の件数は <b>112</b> 【内訳：③患者・支援団体資料 24 / ④弁護士資料 36 / ⑤裁判資料 49 / ⑦公文書 1 / ⑧報道資料 1】</p> <p>※簿冊 No.2 には、1972年4月、甲野禮作、白木博次ら4名の参考人質疑を行なった衆院社会労働委員会会議録、および、s47年8月27日付、大阪・京都・兵庫・奈良の弁護士団が「独自訴訟」をめざす「関西スモン訴訟弁護士連絡会議」結成を報じた5紙の記事が含まれている。</p>
<p><b>箱 No.24 の資料概要</b> 時期的には、1972 (s47) から 1977 年の資料で、内容的には以下の通り。1969 年 11 月に結成された「全国スモンの会」の主導で、1971 年 5 月に初提訴された、東京地裁における「統一訴訟」の訴状など裁判資料の一部。1972 年 7 月に発起人が開催された「全国スモンの会の姿勢を正す会」を中心にした、民主的運営を求める被害者の動きに関するもの。東京地裁での「統一訴訟」ではなく、各地裁での「分散型統一訴訟」を求める被害者・弁護士に関するもの等である。当初は全国スモンの会に結集するが、後に四分五裂していく同会内部の葛藤の始まりを示す資料といえる。また、福岡スモンの会結成時の規約や総会資料、及び 1972 年 11 月に作成された福岡訴訟弁護士団結成の呼びかけ文案に至るまでの経緯に関する資料や、福岡地裁での訴訟の記録の一部が含まれ、原告の意見陳述、速記録をはじめ、被害状況が具体的に記されたものがある。</p> <p>参考：『グラフィックドキュメント スモン』巻末の年表など</p>			

(仮) 第1陣31箱のうち箱No.1の個別概要

担当：小森 2022.2.25 作成

資料分類	簿冊数	作成時期	内容等
①個人資料	0	-	-
②医療関連資料	0	-	-
③患者・支援団体資料	28	1975-2005	スモンの会全国連絡協議会（ス全協）関連資料（会報、パンフ資料、役員会議記録、会計報告など）、各地スモンの会の会報（北海道スモンの会、スモン東京原告団、千葉県スモンの会、神奈川スモンの会、兵庫県スモンの会、山口スモン友の会）など
④弁護士資料	4	1973-2005	スモン訴訟事件の経過報告書（1973）、製薬三社の損害賠償責任についての意見書（1980）、公害弁連第34回総会議案書、関係先名簿など（2005）
⑤裁判資料	8	1973-1980	スモン訴訟福岡弁護士が作成した「報告書」（1973.7.27）、和解調書（1980.9.29）など
⑥企業資料	0	-	-
⑦公文書	1	1982-1983	福祉手当申請書類（福祉手当認定診断書、所得状況書類など）
⑧報道資料	1	1985-1986	スモン、水俣病等に関する新聞記事のスクラップ
⑨その他	19	1978-1996	福岡県スモンの会と交流のある他団体の発行資料（水俣病、カネミ油症、クロロキン薬害、九州 HIV 訴訟、日本患者・家族団体協議会など諸団体の会報や要請書など）
合計	61冊		
<p><b>件名数</b>：合計 1114 件〔内訳：① 4 ② 1 ③ 434 ④ 17 ⑤ 10 ⑥ 0 ⑦ 21 ⑧ 3 ⑨ 665〕</p> <p>*ただし、①個人資料かつ③患者・支援団体資料、③患者・支援団体資料かつ④弁護士資料など、複数の資料分類に該当する資料も含まれている。</p>			
<p><b>箱 No.1 の資料概要</b> 時間的には、1970 年代初頭から 2000 年代初頭にかけての資料が収納されており、主なものとしては、①スモンの会全国連絡協議会（ス全協）関連資料（会報、パンフ資料、役員会議記録、会計報告など）や、各地スモンの会が発行した会報、②福岡地裁における裁判資料の一部、とくに 1978 年 11 月の福岡地裁判決の後の被告国の控訴状（簿冊 No.11）や、それに対する原告弁護団の反論（簿冊 No.12）、和解調書（簿冊 No.21,22）などが取められている。また簿冊目録のレベルで見ると、箱 No.1 の特色として、③福岡県スモンの会と交流のある諸団体が発行した会報や要請書（主要なものは福岡スモン訴訟結審後）が多数収録されている点が挙げられる。これらの資料群は、福岡スモンの会が裁判闘争の過程で、水俣病、カネミ油症、クロロキン薬害などの様々な公害・薬害被害者団体との間に広範なネットワークを形成していたことをうかがわせるものである。</p>			
<p>参考：スモンの会全国連絡協議会編、『薬害スモン全史 第三巻 運動篇』。労働旬報社、1981 年。</p>			

**(仮) 第1陣 31箱のうち箱 No.2 の箱別概要**

担当：小森 2022.2.28 作成

資料分類	簿冊数	作成時期	内容等
①個人資料	0	-	-
②医療関連資料	0	-	-
③患者・支援団体資料	2	作成時期不明	福岡県スモンの会会員からの手紙(簿冊 No.37)、 公害における損失額認定例(簿冊 No.45)
④弁護士資料	6	1972-1973	スモン訴訟福岡弁護士結成総会資料(事実経過、活動方針、当面の課題)、スモン訴訟弁護士名簿、ニューズレター、スモン個人調査票、スモン患者救済と訴訟支援組織の結成を訴え、集会への参加を呼びかける書類など(簿冊 No.7-10)
⑤裁判資料	30	1974-1978	証人調書・速記録(井形昭弘、高野哲夫、片平列彦、熊岡照、本庄庸、田辺恒義)、反対尋問(デーヴィッド反対尋問)、被告田辺製薬株式会社による各準備書面、損害賠償請求(福岡スモン訴訟)事件全三分冊など
⑥企業資料	3	1955-1967	医薬品製造許可に関する申請書(田辺製薬、チバ製品：簿冊 No.1,3)、委任状、学術論文など
⑦公文書	0	-	-
⑧報道資料	0	-	-
⑨その他	4	1984-1987	団体資料(環境週間・全国公害被害者総行動デー報告書、公害弁連総会議案書など：簿冊 No.32-34)
合計	45冊		
<p><b>件名数</b>：合計 123 件〔内訳：① 0 ② 0 ③ 11 ④ 81 ⑤ 39 ⑥ 9 ⑦ 0 ⑧ 3 ⑨ 8〕  *ただし、③患者・支援団体資料かつ④弁護士資料、⑤裁判資料かつ⑥企業資料など、複数の資料分類に該当する資料も含まれている。</p> <p><b>箱 No.2 の資料概要</b> 時期的には、1950 年代中頃から 1980 年代後半にかけての資料が収納されているが、とくに 1974-1978 年にかけての福岡スモン訴訟に関連する裁判資料が多数収録されているのが箱 No.2 の特色と言える。同箱に収録されている裁判関連資料は多岐に亘るものであり、スモン訴訟福岡弁護団の結成に至る経緯や活動方針に関するもの(簿冊 No.8,9)、訴状・請求内容・原告の情報等が記載された福岡スモン損害賠償請求事件の「訴状」(簿冊 No.27)、原告団が立てた各証人による口頭弁論の速記録(簿冊 No.11~18)、被告製薬会社である田辺製薬が作成した裁判資料(準備書面：簿冊 No.19,22,25,28,29)、三分冊からなる福岡スモン訴訟事件判決(簿冊 No.30,42,43)などがある。なお同箱に収録されている被告田辺製薬の裁判資料は、スモンの病因論(スモンとキノホルムとの因果関係)や責任論(キノホルム副作用の予見可能性)といった裁判上の争点について当事者である製薬会社の考えをうかがい知ることができるものと言える。</p> <p>参考：スモンの会全国連絡協議会編、『薬害スモン全史 第三巻 運動篇』、労働旬報社、1981 年、38-44 ページ。</p>			

今回、島津良子氏からのご案内で初めて「薬害アーカイブズの基盤研究」のプロジェクトが進められていることを知り、オンラインでの開催であったことから参加させていただきました。

私の所属する岡山県立記録資料館は、岡山県立の公文書館として 2005 年 9 月に開館しました。岡山県庁及び県機関等の公文書だけでなく、県にとって重要な古文書（私文書）や写真、記念品などの記録資料を幅広く収集保存し、一般の利用に供しています。私が主に担当しているのは公文書なので、目録作成の際に薬害に関して必要なキーワード登録や保存資料の選別の参考にしたいと思い報告をお聞きしました。

当館が作成する公文書目録は、引継いだ年度毎に課・室・機関名別に簿冊 1 点ずつに付番し資料群を作ります。そして、個々の簿冊標題と作成年度をデータベースに登録し、公開までに利用者が検索時にヒットしやすいキーワードを文書から抽出して内容登録します。件名目録を作成し件名内容を登録すれば検索しやすくなるのですが、現状では簿冊情報を充実させた上での公開に注力しています。したがって、当館の目録情報から薬害に関して検索するとすれば、保健福祉関係の課名、例えば「医薬安全課」や「保健所」などで検索すると関連文書が見つかり、さらに「薬」「診療」「医療」などの単語を付加すれば絞り込めるでしょう。ただ、公文書の場合は同じような標題を踏襲し、内容も似たものが多いことから検索するキーワードが少ないとヒットする資料数は膨大になります。当館だけでも公文書は約 7 万点、古文書（私文書）等を含めると約 30 万点所蔵しており、検索した資料を利用するためには膨大な時間と労力が必要になります。

公文書の簿冊には、島津氏が資料分類としてあげた 9 分類のうち、個人や団体からの陳情・要望などが上がってくれば①個人資料、②医療関係資料、③患者・支援団体資料が綴られるでしょう。裁判となれば、関係部署で④弁護団資料、⑤裁判資料を関係者から可能な限り取り寄せ、企業からの聞き取りも⑥企業資料をもとに行い、県の報道発表だけでなく関連するあらゆる媒体の⑧報道資料を収集することから、⑨その他を含めるとすべての分類資料が⑦公文書に含まれる可能性があります。

薬害に係る資料を扱う類縁機関では、島津氏の資料分類に従って分類する有用性は可能との意見もありました。確かに、公文書を 9 分類で登録することは困難です。しかしながら、簿冊情報を作成する際にこの分類を使った内容説明をすることは可能ではないか。つまり簿冊情報や件名の内容備考に 9 分類の単語を入れて目録作成を行えば、利用者が目的の資料に辿り着きやすくなるのではないかと感じました。これらの単語を使用することは、特段の習熟した知識や経験は必要ないと考えられ、それぞれの組織によって資料

の登録・管理の方法は違っても、ある程度標準化された検索しやすい目録になるのではないかと期待できますし、さらに専門的知見から重要と思われるキーワードの提言が加わると、組織間の横断検索も含めて一層有効に利活用できると考えられます。

ところで、県庁と県の出先機関から引継ぐ公文書は、簿冊名（事案名）が似通っていれば同じ文書や資料が綴られていることが多くありますが、完全に同じものではありません。例えば県庁からの調査依頼を受けた出先機関が調査結果を県庁に報告した場合、出先機関が調査記録をそのまま報告することあれば要約して報告する場合もあります。要約した場合は調査記録の個票は出先にしか残らず、同じ文書でも出先機関の数だけ資料が存在するため、地域の現状や調査の詳細な内容は知ることができません。つまり、一括りにされる公文書でさえ、県庁と地域行政を担う出先機関では同じ事案に関する記録内容の密度に差異があります。

当館でいう古文書（私文書）は公文書を除くすべての地域資料で、資料所蔵者や地域で保存できなくなった資料を収集しています。基本的には資料の出所又は内容の地域（基礎自治体）名と家や個人・団体名で文書群名を付して、それぞれの文書群情報を付加しているため、地域や関係団体名で資料検索するようになります。前述したように、公文書でもある事案について詳細な記録を保存するためには出先機関作成文書も必要です。公文書は公的目録で選別して編冊されていますし、島津氏の資料分類にあたる資料の大半が綴られていたとしても、それぞれの資料作成者が作成した資料のすべてではないと考えておくべきでしょう。そのため、きちんと後世に継承していくためには、作成者である個人や団体などの目録で残された地域資料は不可欠であり、それらも含めたすべての資料を相互に比較検証することが重要です。

薬害に関するアーカイブズは、利用する人や利用される時代によってさまざまな視点で活用されると思います。自治体、個人、企業や関係団体などが保存するアーカイブズを有効活用し、正しく検証可能にするための取り組みとして、今回の報告での資料分類と登録方法の報告は興味深いものでした。薬害資料に対する大分類の視点は、多様な内容を含む公文書目録を作成する際に大いに参考にさせていただき、横断検索を含めてアーカイブズをより利用しやすくなるように、登録内容を工夫していきたいと思います。

## 2021 年度インタビュー映像研究班の成果について

### ——記録と展示のあいだで——

佐藤哲彦（関西学院大学）

2021 年度は前年度から継続的に取り組んでいる二つの課題、すなわち証言映像の分析ならびにデジタルストーリーテリングの制作実践と、2021 年度から試験的に開始した新しい課題、すなわち薬害被害者の肖像写真撮影実践、これら三つの課題に取り組んだ。以下では、それぞれの項目について、その成果とそれを踏まえた今後の課題について報告する。そして最後に、これまでのこの班の研究を振り返って、薬害アーカイブズ研究に必要な論点について言及しておきたい。

#### (1) 証言映像の分析

これまで当研究班では、薬害被害者による証言映像について、それらのトランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかを考えるためである。これが当初、当研究班に課された課題であった。この分析については2021 年度も継続し、新たな証言映像に対して分析を行った。

そこで2021 年度は、昨年度まで未入手であった平成 30 年と平成 31 年の証言映像を入手し、それらを上記の方法で記述することにより、これまで仮説的に得ている知見の検証を行い、それによって、薬害経験はどのように語られるのか、そしてそのように語られる薬害経験の証言映像はどのように展示されうるのか、などについて検討した。これらの作業は、証言映像とは何かという一般的な知見を検討するものであるとともに、薬害経験の証言映像を記録し展示する場合に、それ特有の証言映像において実践されているカテゴリーとの関係でどのように分類し、またそれをどのような形で視聴者に伝える必要があるのか、などについての基礎的な知見を提供するものである。

具体的には、今年度は平成 30 年に撮影された薬害ヤコブ被害者の証言映像を 2 本、薬害スモン被害者の証言映像 1 本、陣痛促進剤被害者の証言映像 1 本それぞれを対象とし、それらのトランスクリプションを分析用に編集して検討した。ここでは個々の分析は省略するが、薬害の被害体験を成立される一般的ディスコース（佐藤 2016; 2018）すなわち、原因論・責任論・構造論・連帯論などとは別に、個別的で個人的な体験のもつ意味の重要性が、これまでの研究と同様に観察された。このような一般性と

個別性の組み合わせこそが、薬害の被害体験をそれそのものとして成り立たせていると考えられる。この知見はさらなる証言映像で検証していく必要があるだろう。

## (2) デジタルストーリーテリングの制作実践

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられる。そこで当研究班では、2019年度にこれを発案し、2020年度に試験的にワークショップを実施し、2021年度においてはその制作を継続的に行った。これによって、展示用の短い映像を制作するということに限らず、DSTというメディア実践の可能性と問題点を浮き彫りにし、薬害DSTの記録的価値と展示的価値に関する記述を蓄積することが可能になると考えたからである。この活動の将来計画上の論点としては、将来的に薬害アーカイブズの研究班およびインタビュー映像研究班が解散したとしても、その技法が被害者団体に引きつがれてDST制作が可能となるということがあげられる。ただし、それにはさらなる知見や経験の蓄積と、実際の被害者の方々のDSTワークショップへの参加が必要となる。

そこで、まずはその参加を促すための資料となるプロトタイプの薬害DSTを制作するのが2021年度の活動と位置づけ、薬害エイズに関するDSTを1本制作し、薬害教育検討会において試験的に放映した。その結果、視聴した検討会委員らからは好意的な反応が得られた。

そこで2022年度は、まずはプロトタイプ制作にたずさわっていただいた当事者の要望にもとづき、映像の一部のマスクとあらたな映像の挿入に協力し、その後に薬害資料展示室において公開できるように仕上げることを予定している。さらにコロナ禍が継続したためにできなかった薬害DST制作のためのワークショップを、感染状況が落ち着けば安全に配慮して開催し、薬害被害者自身がDSTにコミットする機会を設ける必要があると考えられる。

## (3) 薬害被害者の肖像写真撮影実践

将来的な薬害資料展示のことを念頭におき、また薬害被害経験のリアリティを補強する意味で、2021年度に試験的に開始したのが薬害被害者の肖像写真撮影である。これを考案したのは、そもそもは証言映像の分析により、薬害被害者と一般社会の連帯の重要性が示されたためである。

すなわち、薬害被害者は薬害の一部として一般社会から差別され排除される経験をしており、薬害被害者ディスコースにおいては、それに対して再び社会との連帯を求めていることが明らかになっている（佐藤 2016; 2018）。これは、彼ら被害者にとっ

ては、市民としての役割の再取得が目指されていると言っていい。しかしながらその一方で、薬害被害を訴えることだけでは、薬害被害者としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがある。換言すれば、薬害防止活動が、その意図せざる結果として被害者らを被害者カテゴリーに閉じ込めてしまう恐れがあるということである。そのような役割に閉じ込められてしまうことは、むしろ「同じ市民であること」に反し、被害体験の一般性を減じてしまう恐れがある。そこで、「市民としての薬害被害者」を示すために、被害者像を強調しない、ごく一般的な市民としての姿を人びとに示す必要があると考え、そのための肖像写真撮影に試験的に着手した。これは多くの撮影が進みそれらが展示され、一般的に鑑賞されることを通してこそ達成されるプロジェクトであるといえよう。これまでのところは、薬害エイズの被害者2名、陣痛促進剤被害の被害者1名の肖像撮影を行った試験的なものとなっている。このプロジェクトは被害者全般に当てはまるものとして、数多くの肖像が必要であり、したがって2022年度以降も継続的に行うことが必要とされる。

#### (4) これまでの研究を振り返って——記録と展示の間で——

最後に、これまでの作業と研究を振り返って、今後必要となる薬害アーカイブズ研究の論点について述べておきたい。

上でも触れたように、当初この研究班は証言映像を分析してその特徴を記述することで、証言映像を詳説するための言語的資源の開発や、証言映像を記録する際のカテゴリーの提案などを目的としていた。しかしながら、薬害アーカイブズ研究は、ただ単に記録を整理することが目指されているわけではなく、当然ながらその結果として、それらを資料として活用可能にすることもまた目指されている。すなわち、展示ということである。

その目的に鑑みれば、証言映像の分析だけでは不十分であることは、各地で証言映像を展示している博物館を観察することで気づかされる。もちろん証言映像は非常に重要であり、記録として残す必要のあるものであることは言を俟たない。しかしながら、それは一般的な意味で展示には時間的に長すぎるのである。一方、上でも触れたように、資料館構想は、薬害被害者が一般社会に求める連帯の回路であり表現である。したがって、そのような連帯を機能的に実現することを肯定的に評価する価値を「展示的価値」を名付け、「記録的価値」とペアにして実践する必要があると、これまでの報告で指摘してきた。端的には、記録があれば一般社会との連帯が自動的に保証されるというわけではないということである。

そのような基礎的な議論の上に、この研究班では証言映像の分析に加え、DST と肖像写真という二つのプロジェクトを試験的に導入し、証言映像や薬害被害者言説の「展示的価値」を高める工夫を行うことにしたのである。

実際のところ、これらは、この研究班が本来持つと想定されていた活動を、自らの研究成果にもとづいて書き直すことで成立した、いわば自省的なプロジェクトである。その意味で特殊な展開をしたプロジェクト群であるが、薬害というある意味で一般的でありつつも、その一方で特殊であるような社会問題経験を理解し、また防止するためには、おそらくこのような特殊な作業が必要であると考えられる。その意味で、記録と展示のあいだに定位可能なさまざまな活動が、今後も必要とされると考えられよう。

#### 文献

佐藤哲彦，2016，「薬害の社会学的記述に関する考察——薬害ディスコースの分析——」，『関西学院大学先端社会研究所紀要』，13，89-104.

佐藤哲彦，2018，「逸脱研究の論点とその探求可能性——ディスコース分析をめぐって——」，『社会学評論』，68(1)，87-101.

## 薬害研究史の探索

### —日本の被害者運動史への位置づけをめざして—

本郷 正武（桃山学院大学）

被害者運動研究チームは、薬害問題を一連の日本の被害者運動史の中に位置づけることで、薬害問題の特質を浮かび上がらせることを主目的としている。すなわち、薬害問題は日本の医薬領域に固有の問題ではなく、公害問題などに端を発する産業化した社会が産み落とした問題の一つの表れであるという考えを採る。しかし一方で、薬害という言葉が定着し、さまざまなかたちで転用されるに至ると、その意味は変容していくことも想定できる。本チームでは、これまでの薬害問題が統一的で一貫した薬害定義のもとに存在する社会事象として前提にはせず、広く外延を探ることを通して、薬害資料展示に不可欠な定義の要素を探求していくことをめざす。

#### 1. 薬害調査研究のデータベース化

既存の薬害調査研究文献を収集し、データベース化するためには、薬害問題の外延を（暫定的に）定義することが出発点となる。そこで本チームでは、薬害を「医薬品を介して不可逆的に健康が損なわれた時に、その健康被害を救済し、補償するようはたらきかける訴訟をはじめとする一連の組織的活動」（本郷 2021）とし、訴訟を含めた被害者運動の一つとして薬害をとらえるよう留意した。具体的には、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）の加盟団体の薬害問題に関する文献の収集から開始した。

上記のように薬害定義をする一方で、その定義からこぼれ落ちる問題についても、既存の薬害問題とのコントラストをつける意味でも重要と考え、広く網をかける意味合いで文献収集から排除しないこととした。具体的には、スティーヴンス・ジョンソン症候群（SJS）やベンゾジアゼピンといった、薬被連に加盟していないが薬害を掲げている問題も検索の網に収めた。

このような作業の結果、今年度は Excel による文献リストの一部が立ち上がり、そこから薬害研究の全容の一端を次のように明らかにできた。第一に、薬害問題に関する社会（科）学的な論考は、医学論文や薬害訴訟に関する法学論文に比べてかなり少ないということである。薬害に関する社会（科）学論文がもつ意義を探求することは、本科研事業の範疇を超えるが、薬害概念の成立とその普及の過程を考察する意味でも、このような現状を把握した上でおこなわなくてはならないことを確認した。第二に、被害当事者の手記や評伝をどのように文献リストの中に位置づけるかという課題が浮上した。もとより、被害者のみならず加害者側に位置づけられた当事者たちの手記は

重要なデータである。このデータを執筆・出版当時にさかのぼって読み解く上で重要なのは、当時の医療情報の水準のみならず、薬害という言葉の解釈のされ方、弁護士の薬害訴訟の担当経験などといった背景情報や社会的文脈である。ただ年代順に文献を並べるだけでなく、当時の社会的文脈とセットで参照する必要がある、特に当事者の手記では求められることが確認できた。第三に、薬害事象の広がりである。すでに本科研研究班の佐藤哲彦により、薬害スモンがいわゆる今日的な薬害のはじまりであることは確認できている。その一方で、薬被連発足の1999年前後で、薬害に期待される意味合いも大きく変わっていることが、特に薬害問題の外延を画定する中で明らかとなった。まだ仮説の域を出ないものの、薬被連成立以前は、薬害は自分たちの被害を表象する旗印としておもに機能していたが、成立以後は、薬害は問題解決や運動のための資源として運用されるようになってきていることが推察できた。

以上のような、既存の薬害関連文献を渉猟することで、薬害概念自体の意味とその変遷を知ることに加え、戦後日本に噴出した被害者運動を視野に入れることで、当該の薬害問題に紐付けられた研究動向をたどる必然性を確認できた。

## 2. 薬害資料展示に向けて

本科研の最終目標は、薬害資料館に展示・公開に資する各種薬害資料とはいかなるものかを検討し、展示物を創出することである。そのために本チームでは、展示のベースとなる、薬害にまつわる「そもそも」論——薬害とは何か、薬害とみなされないことで何が取りこぼされるのか、など——を常に問い続ける任務を負っている。それにより、何が展示・保管されるべき資料なのかを示すガイドラインを整備することにつながるであろう。

今年度の成果——薬害研究文献（一部）のデータベース化と収集——を踏まえて、次年度以降の課題を示しておきたい。一つは、薬害研究文献データベースの拡充である。今年度はパイロット版のため、できるところから収集・リスト化していったが、散漫になる可能性があるため、今後は薬害エイズ以前の薬害スモン、サリドマイド薬害、クロロキン薬害という、かつて「三大薬害」と名指された問題群を中心に集中的に研究文献にあたりたい。特に、スモンやサリドマイドとは異なり、クロロキン薬害は薬被連に加盟していないことも含め、まとまった先行研究もきわめて少ないという特徴がある。この点は、訴訟にかかわった弁護士などの伝手をたどることで、より薬害資料に厚みをもたせることができると考える。そのために、本郷が研究代表者である日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(B)）による研究チームの研究課題「薬害の社会的過程の分析——Biological Citizenshipの観点から」とオーバーラップする点が多々あることから、緊密な連携が求められる。第二に、実際に薬害資料がどのよう

な状態でいかほど整理された状態にあるのかを、薬被連加盟団体への調査から明らかにすることである。本科研班長の藤吉圭二を中心とするアーカイブチームによると、薬被連が保管する資料には、個人の裁判記録や私信、日記、写真などプライベートの度合いが非常に高く、資料の公開や保存にあたって匿名性が壁になるものが多く含まれている。このような実態を踏まえた上で、先行研究ではどのような資料に学術性や研究資料的価値が見出されているかを明らかにするとともに、その実態をつぶさに追いかけていく必要があるであろう。こうした理論的な積み重ねと、資料展示に向けた実践的な状況把握とを往還することで、より薬害資料の必要性や優先度を探ることが可能になることが期待できる。

### 3. 今年度業績リスト（研究協力者を含む）

本郷正武，2021，「薬害の定義と歴史」松島哲久・宮島光志編『薬学生のための医療倫理（新版）コアカリ対応』134-135.

———，2021，「薬害エイズ」松島哲久・宮島光志編『薬学生のための医療倫理（新版）コアカリ対応』136-137.

———，2021，「薬害を防止するために」松島哲久・宮島光志編『薬学生のための医療倫理（新版）コアカリ対応』138-139.

———，2021，「薬害における「加害」の射程——保健医療社会学者・飯島伸子の経験から」（ポスター報告、リモート開催），第94回日本社会学会大会，2021年11月14日.

松枝亜希子，2022，『一九六〇年代のくすり——保健薬、アンプル剤・ドリンク剤、トランキライザー』生活書院.

———，2021，「スモン訴訟における古賀照男訴訟の位置づけについて」『立命館生存学研究』5: 21-31. 【査読あり】

———，2021，「保健を目的にした市販薬の今日的意義についての考察」（ポスター報告、リモート開催）第47回日本保健医療社会学会大会，2021年5月15日・16日.

———，2022，「1960年代70年代における薬害批判運動の連帯——サリドマイド訴訟への支援の事例から」（大原社会問題研究所環境アーカイブズ主催、リモート開催）環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会，2022年2月7日.

以上



研究年度 2021（令和3）年度

研究課題名 薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究  
（課題番号：21KC2008）

研究事業名 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究

研究代表者 藤吉圭二（追手門学院大学社会学部）





## 研究成果一覧

- 本郷正武，2021，「薬害の定義と歴史」松島哲久・宮島光志編『薬学生のための医療倫理（新版）コアカリ対応』134-135.
- ，2021，「薬害エイズ」松島哲久・宮島光志編『薬学生のための医療倫理（新版）コアカリ対応』136-137.
- ，2021，「薬害を防止するために」松島哲久・宮島光志編『薬学生のための医療倫理（新版）コアカリ対応』138-139.
- ，2021，「薬害における「加害」の射程——保健医療社会学者・飯島伸子の経験から」（ポスター報告、リモート開催），第94回日本社会学会大会，2021年11月14日.
- 松枝亜希子，2022，『一九六〇年代のくすり——保健薬、アンプル剤・ドリンク剤、トランキライザー』生活書院.
- ，2021，「スモン訴訟における古賀照男訴訟の位置づけについて」『立命館生存学研究』5: 21-31. 【査読あり】
- ，2021，「保健を目的にした市販薬の今日的意義についての考察」（ポスター報告、リモート開催）第47回日本保健医療社会学会大会，2021年5月15日・16日.
- ，2022，「1960年代70年代における薬害批判運動の連帯——サリドマイド訴訟への支援の事例から」（大原社会問題研究所環境アーカイブズ主催、リモート開催）環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会，2022年2月7日.